

令和3年第2回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	令和3年6月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和3年6月6日	9時00分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和3年6月6日	15時28分	議長	重松一徳	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び	1番	中村絵理	出	8番	河野保久	出
出席並びに	2番	天本勉	出	9番	鳥飼勝美	出
欠席議員	3番	松石健児	出	10番	大山勝代	出
出席12名	4番	大久保由美子	出	11番	品川義則	出
欠席0名	5番	末次明	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	栗野久明	出	13番	重松一徳	出
会議録署名議員	11番	品川義則		12番	松石信男	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 井上克哉		(係長) 長野周次		(書記) 川添紫	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	松田一也	まちづくり課長		井上信治	
	副町長	酒井英良	定住促進課長		山田恵	
	教育長	柴田昌範	建設課長		古賀浩	
	総務企画課長	熊本弘樹	教育学習課長		今泉雅己	
	財政課長	平野裕志	こども課保育園長		佐藤定行	
	住民課長	毛利博司	建設課参事		権藤貞光	
	こども課長	亀山博史				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

1. 松石健児

一般質問

- (1) 児童公園（小規模児童遊園）の有効活用について
- (2) 私道の管理と既存住宅地の環境維持について

2. 天本 勉

- (1) 令和3年度基山町施政運営方針について

3. 中村 絵理

- (1) 基山町を取り巻く環境問題について

4. 末次 明

- (1) 基山町内の道路整備計画について
- (2) オキナグサを基山町の草花に指定を

5. 大山 勝代

- (1) 基山町男女共同参画推進プランとジェンダー平等の視点について
- (2) 子どもたちの権利と基山中学校の校則見直しについて

～午前9時00分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（重松一徳君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、松石健児議員の一般質問を行います。松石健児議員。

○3番（松石健児君）（登壇）

皆さん、おはようございます。3番議員の松石健児です。

まずもって傍聴の皆様におかれましては、日曜日の休日議会に多数御参集いただきまして誠にありがとうございます。最後までどうぞよろしく願いいたします。

新型コロナのワクチン接種に関しましては、65歳以上の町民の方への接種も順調に進み、現在85%の方が予約済み、7月中には2回目の接種が完了すると伺っております。医療従事者、役場職員の皆様方におかれましては、様々な感染予防策を講じ、ワクチン接種に献身的に対応していただき、深く感謝申し上げます。

今後もワクチン接種の申請や移動が困難な御高齢の方への丁寧な対応や、65歳未満への接種についてもスムーズに移行できますようお願い申し上げます。近い将来、体育、文化、娯楽など、様々な交流が再開し、飲食店をはじめ地域経済が活性化されることを切に願っております。

それでは、これより通告書に従い1回目の質問をさせていただきます。

質問事項1、児童公園（小規模児童遊園）の有効活用について。

質問の要旨。町内各地域に設置されている児童公園は、児童の遊び、スポーツ、レクリエーションの用に供する公園施設であります。近年の少子化や共働き世帯の増加などにより、利用者が減少傾向にあります。逆に、高齢化の進行と健康増進への取組は高まっています。身近にある児童公園の有効活用について伺います。

具体的な質問、（1）町内に設置されている児童公園の数をお示してください。

（2）児童公園の利用状況についての見解をお示してください。

（3）多目的運動場南側の健康遊具の広場に設置されているような健康遊具を、住宅地な

どの児童公園を中心に設置できないでしょうか。

続きまして、質問事項2、私道の管理と既存住宅地の環境維持についてです。

質問の要旨。近年、国内において複数の者が共有する私道について、補修工事などを行う場合に、民法の共有物の保存・管理等の解釈が必ずしも明確ではないため、事実上、共有者全員の同意を得る運用がなされており、その結果、必要な補修工事等の実施に支障が生じているとの指摘がされています。町内においても、町道に接続し、それぞれの地域を通行するための生活の用に供する私道が、将来、私的な制限などにより通行に支障を来さないか危惧しています。

また、これまで町内各地に開発された戸建て団地は一定の敷地面積を確保し、壁や植栽などを配置することにより、住みよい環境づくりに寄与してきたものと考えています。しかし近年、建物の老朽化や相続する家族がいらないために売却された際、敷地が分筆され、その上に建設された住宅が近隣の居住環境に影響を及ぼす可能性が生じてきています。

今後の住環境維持の観点から、町の見解を伺います。

具体的な質問、(1) 私道の管理について。

ア、生活道路として、第三者が利用している私道の把握は行っていますでしょうか。

イ、公衆用道路として認定している私道はありますか。

ウ、生活道路として使用されている私道の補修工事が必要な場合、費用の負担は誰でしょうか。

エ、私道の補修費用に補助金等の支援はありますか。

オ、宅地開発等で生活道路として利用されている可能性が高い私道が隣接している場合、町の管理責任を問われる場合もあると思います。御見解をお示してください。

(2) 既存住宅地の環境維持について。

ア、宅地開発で宅地面積などに、町としての規制は設けているでしょうか。

イ、既存の住宅地(第一種低層住居専用地域)での分筆等、町としての規制は設けていますでしょうか。

ウ、既存の住宅地(第一種低層住居専用地域)の居住環境維持を町はどのように考えていますでしょうか。御見解をお示してください。

以上、分かりやすい御答弁をお願い申し上げ、1回目の質問を終わります。

○議長(重松一徳君)

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

今日は役場にとって休日議会と、それからコロナワクチンの集団接種が重なる日ということで、先ほど集団接種会場をのぞいてまいりましたけれども、8時半からの受付開始ですが8時10分にはもう2人の方が待合室にお待ちでございました。役場の職員も一生懸命準備をしていたところでございましたので、そういう意味では、今日は非常に大事な日なので気合を入れて頑張りたいと思います。

それでは、松石健児議員の一般質問に答弁させていただきと思います。

1、児童公園（小規模児童遊園）の有効活用について。

(1)町内に設置されている児童公園の数を示せということでございますが、小規模児童遊園では、18か所を設置しているところでございます。

(2)児童公園の利用状況についての見解を示せということでございますが、小規模児童遊園では、遊園の近隣に住む幼児や小学生が利用していると考えております。

(3)多目的運動場南側の健康遊具の広場に設置されているような健康遊具の一部を、住宅地などの児童公園を中心に設置できないかということでございますが、小規模児童遊園に健康遊具を設置することについて、地域の方の御意見を伺いながら今後検討を進めてまいりたいと思います。外だけではなくて公民館の中に置けるようなものもあるかもしれませんし、その辺も含めていろいろ前広に検討したいと思います。

2、私道の管理と既存住宅地の環境維持についてということでございますが、(1)私道の管理について。

ア、生活道路として、第三者が利用している私道の把握は行っているかということでございますが、町で私道の把握はしていないところでございます。

イ、公衆用道路として認定している私道はあるかということでございますが、公衆用道路の認定では、東部土木事務所が既存の4メートル未満の道路に対して行う建築基準法第42条第2項の道路指定がありますが、維持管理は管理者または土地所有者が行うこととされているところでございます。

ウ、生活道路として使用されている私道の補修工事が必要な場合、費用の負担は誰かということでございますが、私道の補修工事は、管理者または土地所有者の費用負担で行われて

いるところでございます。

エ、私道の補修費用に補助金等の支援はあるかということでございますが、私道の舗装工事については、基山町私道舗装要綱により関係人家が3戸以上等の要件を満たすものに工事費の50%以内の補助を行っているところでございます。また、舗装工事以外で行われる補修費用に対しての補助はございません。

オ、宅地開発等で生活道路として利用される可能性が高い私道が隣接している場合、町の管理責任を問われる場合がある。見解を示せということでございますが、宅地開発等により宅地化が進むことで、隣接する私道が町道と同等の生活道路となることが予想される場合は、私道の土地所有者に町への道路敷地の寄附を協議するなど、公道の適正管理に努めておりますが、私道である限りは土地所有者の個人財産であるため、利用者での管理をお願いしたいと考えているところでございます。

(2)既存住宅地の環境維持について。

ア、宅地開発で宅地面積等に、町としての規制は設けているのかということでございますが、開発に関する宅地面積等の技術的基準は、都市計画法及び建築基準法に定められているもののほか、佐賀県が定める基準に沿っており、町独自の基準や規制は特に設けておりません。

イ、既存の住宅地（第一種低層住居専用地域）での分筆等、町としての規制は設けているのかということでございますが、町として分筆に関する規制は設けておりませんが、第一種低層住居専用地域に関しては基山町都市計画審議会での審議を経て、平成27年2月に建ぺい率を50%、容積率を80%、外壁後退を1メートルとして、町内同種地域の建築規制を統一しているところでございます。

ウ、既存の住宅地（第一種低層住居専用地域）の居住環境維持を町はどのように考えているか。見解を示せということでございますが、第一種低層住居専用地域は建ぺい率、容積率などの制限が厳しく、建物の高さや外壁後退の制限もあるため、低層住宅が立ち並ぶ住宅街を形成しておりますので、引き続き良好な住環境を維持することが重要だと考えているところでございます。

以上で1度目の答弁を終わります。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

それでは2回目の質問に移ります。これより一問一答でよろしく申し上げます。

まず、児童公園、小規模児童遊園、これから以降は児童公園として説明させていただきますが、有効活用についてということで、町内に設置されている児童公園の数は18か所ということですが、これは例えば6区の老松宮ちびっこ遊園地というところにポールが立って、その下に15番という番号が書いてあります。普通の公園みたいなのところもあればお宮みたいなのところに遊具が設置されている場合もあります。番号が記載されていないような公園もあります。この辺の区分けをもうちょっと詳しく御説明いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、児童遊園につきましては、基山町小規模児童遊園設置規則というのがございまして、そちらのほうに目的や設置の場所を明示しております。これの番号が現地のほうに記されて、番号というか連番になりますが、そちらが記されている形になっております。これがないものにつきましては、開発行為等で帰属を受けた小規模な公園という形になっておりまして、違う部分については、児童遊園については町が設置しておりますので町で管理を行っております。そういった開発で帰属を受けた分については、その地域の皆さんで除草等の管理をしていただいていると。ただ、多くはベンチなどそういった遊具がない形が開発での帰属が多い形になっております。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

遊具がある箇所もあります。そこの管理はどのようになっていますか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

遊具につきましては町で管理をしております。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

開発行為によって供された公園については分かりましたけれども、各行政区にこういった児童公園というのは18か所ですから、17行政区ありますが、各行政区に1つは最低あるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

一応各区に全てにあるわけではございません。というのは、遊具がないところは、この辺りであれば総合公園であったり、あるいは違う開発でできました伊勢前公園とかそのような、あと13区でありますとちびっこ広場みたいな、同じエリア、要は対象が児童とか小学生までですので、その移動範囲のエリアにあるものについてはないところもありますが、そのような形で、全てにこういうのがあるわけではございませんが、全ての区が類似の公園で網羅されているという形になります。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

その辺で説明は終了しまして、それで2番の利用状況についての見解なんですけれども、これは幼児や小学生が利用していますと、それは対象者が誰かということであればこれで回答はいいんでしょうけれども、もうちょっと趣旨を御理解いただいて、利用状況についての見解、例えば最近、私も趣旨のほうで書いていますけれども、少子化になって子供の数が増えたとか、あるいは誘拐等の犯罪等に巻き込まれないように、余り保護者の方が1人あるいは2人で公園に行くことをちょっとやらなくなったようなこととか、あるいは子供たちがゲームのほうに移行して、なかなか公園の遊具を使わなくなったとか、そういった意向調査というのは、管理も毎年されているでしょうし、その辺の状況については把握されていないんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

18か所の一部について確認をしている部分もありますけれども、その中では、幼児につい

ては保護者が同伴されますので、こういった公園で遊んでいる姿は見かけます。小学生も高学年になりますと、逆にグラウンドで野球など、こういった遊具を使わない違う遊びも見かけます。今議員おっしゃるように、やはり室外で行っている姿も見ますけれども、ゲームというのも一つはありますので、こういった規模の公園で遊んでいる子供たちは、ある程度は低学年とかの年齢層であると見ております。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

それと、児童公園という名称でこういった規制等もあるかと思うんですけども、近年防災等々によってその児童公園が避難場所に指定されたり、いろんな利用の仕方についていろいろ検討されている状況もあるかと思えます。町としてそういったことに対して検討されたことはありますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、避難場所として考えられるのは広いグラウンドなど、まず地震時は建物のないところで一時避難して、また次の移動というような段階的な場合もございますので、そういった場合は、広場の場合はそういうことが可能性としてありますので議論されることはありますけれども、遊具の場合、もともと敷地が狭いので、そこに対してはそういった道路がおおむねありますので、そういった道路が一つの避難、一時的な避難で、あとはまたそういった避難ルートになるという形になろうかと思えます。

先ほど言いましたように、公園はやはり年齢層が下がりますと保護者の方がいらっしゃいますので、そのような形で避難の態勢を取っていただければと思っております。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

児童公園自体は私は非常に大事なもので、今後も維持していただきたいと思っております。ただ、なかなか児童公園がいろいろ遊具を設置している割には多くの方に活用されていないのではないか、あるいは活用されている方は中央公園とか総合グラウンドのほうの

大きなところに連れて行かれたりとか、そういった施設は施設で非常にありがたいし、大切なところだと思うんですけども、逆に、これは私の御提案でもあるんですけども、今通いの場、公民館を活用した健康維持に向けての対応を町として考えていらっしゃいます。

町長も政策の主な3つの柱の中で、町民の皆さん全員が健康で安心と安全を感じられるまちづくりというところの3番目に、健康増進対策の実施ということで様々な施策を掲げていらっしゃいます。また、基山町健康増進計画では、糖尿病の予防、腎臓疾患の予防、認知症及びフレイルの予防を挙げていらっしゃいます。

特に、加齢とともに心身の活力の低下、つまり運動機能や認知機能の低下が起こるといわれるフレイルは、コロナ禍の巣ごもりでも増えてきていますけれども、早く介入すれば元に戻る可能性もあると言われております。それと、認知症は早い人で40代から進行が始まる人もと言われております。

それと、内閣府が2017年に発表したデータによりますけれども、2012年に認知症の高齢者数は全国で462万人、これが2025年、これから約4年後、同じ認知症の高齢者数の予測ですけれども、約800万人に増えると言われております。これは高齢者の5人に1人が認知症になるという推計になって、急激に伸びてきております。

あと、九州大学が、結構有名な話ですけれども、福岡県久山町の住民を対象に1985年以降から継続的に行っている研究では、内臓脂肪の増加や糖尿病によりアルツハイマー型認知症を発症する確率は、血糖値が正常な人より2.1倍高いという結果。それと、同じ研究で近年増えてきておりますけれども、脳梗塞や脳出血が原因の脳血管性認知症患者で高血圧の人は、血圧が正常な方に比べて50歳から64歳で2.4倍から10.1倍、65歳から79歳で3倍から5.5倍、脳血管型の認知症のリスクが高まるという結果も出ております。この辺は健康増進計画の中でもうたわれていますので、町長も御存じかと思えますけれども、やはりこの生活習慣病を予防することが認知症の予防には非常に大事だと言われておりますし、私もそう思います。

まずは、日常的に軽い運動を行うことが大事だと思います。今、通いの場もされておりますけれども、なかなか一定数の方の参加で、あと個別にそういう集団になかなか溶け込めない方もいらっしゃいますし、そういう方でも外で散歩をされたりという方もいらっしゃいますので、特にコロナ禍で、近年は健康維持のためにウォーキング等をされている方も増えてきていると思います。

幼児、小学生だと生まれてからすぐというわけにはいかないでしょうけれども、2歳ぐら

いからしたとしても、12歳まで遊具を使われるとしたら約10年ぐらい。これが仮にそういった健康維持で40歳から70歳まで使われるとすると、約30年。100歳だとすると60年そういった健康遊具を使えるということも考えられます。その辺の見解については、松田町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは高齢者の方のフレイルをはじめとした健康維持の話と、それから小規模児童遊園の今後の在り方みたいなものは、質問の中で重なる部分も御提案いただいているんですが、基本、まず分けて考えていきながら、そしてこういうふうを考えるべきだと思います。

まずは、高齢者のフレイルの関係は、今は拠点として公民館、そして今検討されているのは、地域ごとの散歩道の整備的なものを今検討しているところでございます。その地域散歩道の一環として児童遊園があって、しかもある程度の広さの、18か所それぞれによってばらばらだと思いますので、その広さにもよって、子供たちの居場所を奪うようなことになったらまずいので、その地域状況に応じて、そこに何らかのものを1つ、2つ置くことがプラスでできるかどうかみたいな検討をやっていく必要があるかなと思います。

ただ、狭いところで子供が今実際に使っているところを高齢者のためにまた、何というか、そこにそういうものを造るといのはどうかというのと、もう一つは、今は使われていなくても子供がまたできてくる、その地域にも子供さんが出てくる可能性があるのもので、その芽を摘んでしまうようなところもちょっと難しいところがあると思いますので、1回目の答弁で答えさせていただいたように、18か所の地域の状況に応じて児童遊園を使える場所と使えない場所、そして児童遊園ではない別な場所に何かを整備しなければいけない地域とか、そこあたりは全体として検討していく必要があるのではないかと思いますので、繰り返しになりますが公民館、そして散歩道、そしてそういった散歩道の一環としての高齢者用の遊具の在り方という話と子供たちの児童公園、小規模児童遊園の話とを上手に組み合わせたいと思います。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

そもそも何でもこういうお話をするかというと、実は多目的運動場南側に健康遊具が設置されているところがありますけれども、そこは非常に評判がいいといいますか、なかなかあれだけの健康遊具が整っているところは、近隣の施設でもなかなかないのではないかなと思っております。その器具自体は非常にいいんですけども、ただ、あそこに行くまでがちょっと距離がある。特に御高齢の方とかにしますと、使いたいけれどもあそこまでは行けない。通いの場等もそうですけれども、例えば社協とか町民会館で健康活動があったとしてもそこまでは行けないけれども公民館までは行けると。そういったことで通いの場は始まったんだろうと思っております。

もう一つ、町長は、二、三枚見られないので、タブレットは1枚しか見られないので。あと、施政方針の3本の柱の2つ目のオール基山での基山町の積極的プロモーション活動の推進の中に、移住・定住の促進、地域資源を生かした誘客の推進なども掲げていらっしゃいます。

そういった遊具を各箇所に、いろんな種類を18か所全てにとは言いませんけれども、そういった公園に合わせて設置をしていただいて、そこを町内の方が利用するのはもちろんのことですけれども、町外の人にもウォーキングコースとしてプランを立てていただいて、そこをウォーキングしながら健康器具を使ったり、あるいは各地域の方はその遊具を使って、違うところにもこういう遊具があるという話を聞けばウォーキングで行くとか、そういうこともできるのではないかと思います。そういったことを取組としてやっていくのは非常にいいことだと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

繰り返しになりますが、もし小規模児童遊園として子供たちが使っている場所だったとしたら、だから18か所全部をどうこうという話ができないのではないかというお話を申し上げていて、その広さとか今の状況に応じてやらなければいけないのと、あとはもう一つ、未来はどうなるか、これからどうなるかまでどこまでやるかというのがあるんです。

例えば、ある小さい小規模児童遊園があって、そこは子供たちがほとんど利用していないが、そこは高齢者のやつに入れ替えようとした瞬間に、子供たちはこれからもうそこでは期待していないんだというふうに思われるのは非常に私は困るので、これからまたそこも子供

たちもひょっとしたらまたそこに戻ってきて、それこそ3代目、孫とかが戻ってきて、またその孫の子供とかが遊ぶようなことがあったらいいなというところがあるので、そういう意味でいうと、御提案的にいうと、そういうものを置くことはすごく散歩道の途中とかに置くことはすばらしいと思うし、18の中でそれができるところもあると思うので、そこは調査していきたいけれども、ただし18の全てにそういうものを置くということは、よく考えないと、後でちょっとまずかったなということになる可能性がありますし、それからそういう場所にそういうのを置くのは、大して面積は要らないと思いますので、児童遊園に余りこだわり過ぎるといけないかなと思いますので、その辺はバランスを取りながら、地域の状況、地域の方の意見をお聞かせいただきながらやっていくことができれば、それがひいては町外へのアピールにもなるのではないかと思いますので、ぜひ基山町の一つのアピールポイントにもできるかなと思っておりますので、そういうことで考えていきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

松田町長がおっしゃっている考え方は、私も理解できます。私は18か所全てに置いてくれるということは言っていないし、全ては見回ってはいませんが、3分の2ぐらいの児童公園は見えております。場所によっては非常に広いところもありますし、狭いところにまで設置をしてほしいということは思っておりませんが、ただ、そういうところにこういった健康遊具を置くと、逆に小さいお子さんとお父さん、お母さんではなくておじいちゃん、おばあちゃんと一緒にそういった児童公園に足を向けるという、逆に言うと子供がきっかけでおじいちゃん、おばあちゃんも一緒にそういった健康遊具を使うというような相乗効果もあるのではないかなと思っております。

急に申し出たお話ですので、難しい部分もあろうかと思いますけれども、ぜひ今後そういった部分も、先ほど町長が言われましたけれども屋外だけでなく屋内で活用できるような健康遊具というものもあると言われましたけれども、そういうことも考えていただきたいんですけども、集団的に使うようなところに行けない人も結構いらっしゃいますから、そういったところも含めて、ぜひ検討いただければと思います。

それと次、2番目に移ります。私道の管理と既存住宅地の環境維持について。

(1) 私道の管理について、ア、生活道路として第三者が利用している私道の把握は行っ

ているかということで、町で私道の把握は行っておりませんということですが、公衆道路、生活道路等で私道を第三者が利用しているケースは、具体的にではなくて想定的に利用されているケースはいろんな箇所であるというふうに考えられていらっしゃるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、余りないと思っております。その理由といたしましては、私道をお持ちのところにつきましては宅地、建築、建物に入るために建築基準法上で防災の観点から道路の接道義務が定められておりますので、これを満たすために個人で専用の道を造られて、それが私道という扱いになっているというのが大半でございますので、そういった意味からすると、私道が造られた時期とかそういうのは、多分ほとんどがそういった特定の方の私道、道になっていると思っております。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

では次に、イの公衆用道路として認定している私道はあるかということで、公衆用道路での認定では、東部土木事務所が既存の4メートル未満の道路に対して行う建築基準法第42条第2項の道路指定がありますが、維持管理は管理者または土地所有者が行うこととされていますという、この第42条第2項というのがいわゆる2項道路ということで私も承知してはいますが、この2項道路という意味をいま一度御説明をいただきたいのと、それとこの文章の中でもちょっと私もいろいろ活用してはいますが、公衆用道路と位置指定道路、それと生活道路、この辺の違いを、もし説明できれば御説明をお願いします。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、道路と一般的に言われますのは、道路法で言います道路になります。ただ、道路法が昭和25年、26年で施行されておりますので、それより以前で既に集落とか建物の道路として使われていたものにつきましては、従前の道路というところで、この2項道路の指定で同じ道路法上の4メートル未満ではありますが、道路となるような考え方になっております。こ

これは建築基準法上の建築です。建築基準法が防災の観点でもしっかりと定められておりますので、その辺の法律の以前のものを救済するような形で定められております。

それから、位置指定道路と言われますのは5メートル以上の道路など、ただ、これは行き止まり道路で、本来接道義務は2メートルというのが建築基準法上で定められております。ですから、単純に言いますと、3軒では6メートル、3軒分の6メートル、4軒だと8メートルなど、このようにちょっと限りなく広がってまいりますので、同じような道路を造るとすれば、これを防ぐために、5メートル以上であれば位置指定を取ることによって、3軒、4軒が建築の道路として認めていただくような形になるようなものでございます。

あと、生活道路と一般的に言っているのは、道路法の道路と道路法の前から使われている道路で4メートル未満もあるかと思えます。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

この公衆用道路の42条の第2項、2項道路というのは、昭和25年以前、当時は1軒、約1.8メートルぐらいの道路が多かったということで、この公衆用道路があるところに接する家の方が建て替えを行う場合は、その道路のセンターから最低2メートルを確保して、もしそれが建物に係る場合はセットバックして家を建てなければいけないということです。セットバックしたとしても、センターから2メートル、2メートル、両方がセットバックして建てたとしても、この道路に関しては、もし私道であれば、所有区分はこの土地の両側の方が協議することになるかと思えますけれども、私道には変わりないということですよね。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

セットバックの部分でありますけれども、あくまでも法では所有権の移転までは明記されておきませんので、私どもは建築のときにそれが分かりますので、一応このセットバックの趣旨が、防災上4メートルの道路を造って安全な避難路等を確保するという、建物がある部分についての道路の趣旨ですので、そういったことでお話はいたします。寄附等としていただければ道路の一部として管理ができますので、お話はいたしますけれども、ただ、多くはその家を建てるときのいろいろな事情がありますので、そういったセットバックをされた部

分は、建物等は建てられませんので、そのまま道路の一部に見えますけれども、そういった道路として使うような形になっております。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

そういう私道、公衆用道路ですけれども、これは結果的には町道に接続するような形になると思います。接続する場合に、町道のほうは町の管理で補修等を随時行っていくということですが、そういう私道に関しては、補修工事は土地の地権者が自己負担で行っていく、それぞれで案分して負担して、舗装はやっていくということです。ただし、関係人家が3戸以上の場合、その舗装工事に対して50%の補助を行っているということです。

例えば今回、9区の牛会地区の町道牛会線、社会福祉協議会の事務所からつくし整形外科に真っすぐ伸びている道ですけれども、これは町道牛会線と聞いております。そこに接する私道は、近隣の住宅地にも、新しい住宅地にも接続しておりますし、今後牛会地区の開発計画がありますけれども、その辺にも接続して行って、私道ではありますが、将来車の往来等が増えてくる場合もあります。こういうところも今ちょっと舗装が破損しているような状況もありますけれども、この辺もやはりどれだけ壊れても、地元の地権者の方が了解をしないと、町としては舗装しないということでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

ちょっと整理をさせていただければと思うんですが、まず最初に言われましたセットバックです。後退された部分の舗装については、多くはその建築のときに舗装されまして道路の一部というふうに見えますので、そこについては道路のような管理はさせていただいております。ただ、ですから後から舗装といいますか、大体建築のときに舗装されるか、あるいは完全にそういった道路の一部に見えないほうが良いということをご希望されて、碎石のままですされるのかというのが前者のセットバックの部分になります。

後の、私道と私どもでは捉えておりますが、あくまでも幅員が、道として幅全部が私個人の土地の権利が入っていると考えておりますので、そういったものについての管理については、あくまでも私道になりますので、私道である限りはやはり管理者の方でそういった対応

をお願いしております。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

ちょっと分からなかったんですけども、2項道路をセットバックしたときは町が管理する。それは私道路ですよ。何で町が管理するんですか。舗装。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

管理をするというよりも一体的に見ているというところになります。一つは、内容といたしましては、セットバックは道路になるためのセットバックでありまして、その家はそのセットバックがないと建物が成立しないという形になりますのでそのような形です。だから、今まで町が一体に見ているだけで、その舗装をやり直したり、そういった管理はしていません。ただ、見る道路が、町道があるわけですので、その端に何か綻びがあれば、そこはそういった所有者の方と話をしているという意味で、一体的に見ているというお話になります。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

ちょっと2か所というか、2項道路と、今申し上げた牛会線の私道とがちょっとごっちゃになっているから分かりにくいのかもしれませんけれども。今、2項道路のところは町が、セットバックした際は管理をすると。でも、町と接して一般の公共性の高い私道のところは、あくまで所有者が管理する。それは、同じ所有者ですので、ちょっと管理の仕方がおかしいのではないですか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

すみません。私の説明が悪くて、ちょっと訂正いたします。

セットバックの部分についても管理はしていません。（「セットバックの話はいいので、後者の話をもうちょっと話してください」の声あり）

私道の話についても、あくまでも限定された方が通るわけですので私道となっておりますので、そういった限定される方が通られる部分は個人の財産となっておりますので、個人の財産は個人の関係者で管理をしていただいているということにしております。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

酒井副町長、昨日、鳥飼議員、品川議員も若干道路の件についてお話をされました。場合によっては町がお願いして、そういった公共性の高い私道に対しては、今後のことも考えて、トラブル等も考えて、防ぐために、町に寄贈していただくなり、それなりの対応をしてもらうことが必要だと思いますし、今後の開発についてもそうですけれども、山みたいに地権者が相続によって分かりにくくなるというのは、一般の土地に関してはそうそうはないと思いますけれども、やはり相続等が来ると、そういった道路の寄贈に関しても複雑な手続を踏まなければいけない場合も出てくるかもしれません。これは、今回の牛会地区に限ったことではないんですけれども、今まで宅地開発をして、私も全て把握はしていませんけれども、私道を車や人が通り抜けるようなところがあるのであれば、そういったところを調査して、寄贈の必要があればお願いに行く必要があると思うんですけれども、その辺はいかがお考えですか。

○議長（重松一徳君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

通常はやはり個人の所有になりますと自分で管理するということになりますから、通常は行き止まりとか、町道、県道に接続している部分は、普通は寄附願を出されて町が受けるということにはなるかと思えます。住民の居住形態を考えて、これは町道にしたほうがいいのではないかというようなことであれば、その所有者の方にお願いくるということもあるかと思えます。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

先ほど申し上げた位置指定道路では、公衆用道路を含む私道において、その土地の所有者

以外の人が通行権、通行できる権利があるとは判断できないと過去の事例、判例があります。もしその所有者が、花壇を置いたり、通行に支障が起きるようなことはできないでしょうけれども、通行するなら通行権があるので、通行料を払えと言ったらそれに従わなければいけない事例がありますけれども、そういった状況でもよろしいのですか。判例が。

○議長（重松一徳君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

そういう判例を私もちょっと調べたことがないので、そういう判例があるということはそうだと思いますけれども、基山町においてはそういう事例はないかと思えます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

議事録が残ることだし、傍聴の方もたくさんおられるので、担当課長も副町長も遠慮しながら言っているんだと思うんですけれども、基本、その道はその所有者以外が通れない状況をつくと所有者から言われれば、それは、いつもではないですけれども、そういう期間ができるということになれば、それはもちろん寄附にも応じていただけないでしょうし、私道のままでないといけないということになるかと思えます。余りはっきり申せないで恐縮ではございますが、そこは御理解いただければと思います。決して町として何も手を打っていないわけではないので、そこは御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

利害関係者がいらっしゃることなので、余りオープンには申し上げられませんが、牛会地区に関しては、今後、今開発についての、今度パブリックコメントを、もう5月19日から6月18日まで行っているということで、定住促進の一環として宅地開発をして人口が増えていくということは非常に好ましいことだと思っておりますけれども、将来的にあの辺の開発が進んでいって、もし今までは静かな場所だったので特に考えていなかったけれども、頻繁に車が通るようになったので、余り通ってほしくないというようなトラブルが、これは基山町ではないのかもしれませんが、そういったトラブルが起こらないような、開発

以前に事前の対策を立てておく必要もあろうかと思えますけれども、伊勢前とか高下辺りの開発も今実際に進んでおりますけれども、そういったところで私道等での問題は特に発生していないのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

開発に関しましては、開発の区域の中のことで道路の幅員等は、当初開発のときに相談を受けて決めるようにしております。（「もう少し大きい声で」の声あり）今のところ、開発の周辺の地域につきましては、大体開発が終わってから、例えば車が多くなったとか、そういったような相談は1件受けたことはございますが、そこは私道ではなかったと理解しております。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

おっしゃるように、最初はトラブルにならなくても将来的にそういった交通量が増える、人通りが増えるということで地権者の方等がいろんな悩みを抱えられたりする場合がありますので、その辺を、開発を行う前にはぜひ御検討いただければと思います。

次に、（2）既存住宅地の環境維持について、ア、宅地開発で宅地面積等に町としての規制は設けているかということで、特に都市計画法及び建築基準法に定めるもののほか、町としての規制は行っていませんが、佐賀県が定める規制にのっとっておりますと。この佐賀県が定める基準とはどういったもののでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

佐賀県の定める基準としましては、一戸建ての住宅の1区画の面積が200から300平方メートル程度の規模を標準としてあります。それによらない場合、例えば住宅の需給関係上から、あと地形や周辺の土地利用の状況においてどうしても200とか300平米程度が取れないということであれば、1区画の面積を180平方メートル以上というふうにされております。また、180平方メートルに満たない残地を生ずる場合、これにつきましては、最低限度の区画数につ

いては1区画165平方メートルを目安に認められるようになっております。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

今開発されているところはほとんど200平米をクリアしていると思っております。200平米ということで約65坪程度の宅地になろうかと思えますけれども、今、基山町は住宅地、第一種低層居住専用地域というのはけやき台の、周遊する自動車の道がありますけれども、その内側のところと、12区ニュータウン、それと高島団地、それと9区の中学校の横、文教通りの上のほう、あの辺が第一種低層住居専用地域ということになっているんだと思えます。

この土地の部分に関しては、このイの中で基準を、建蔽率50%、容積率80%、外壁後退を1メートルとし、町内同種地域の建築規制を統一しておりますとしておりますけれども、今大体、今御指摘したエリアについては大体50坪から70坪ぐらいの宅地居住地域ではないかなというふうに、一部例外はあるかもしれませんが、思っております。宅地開発したところには最初はそういった規制があるんでしょうけれども、既存の住宅地をさらに住宅地として再建築する場合、その場合の規制というのは、このイの回答としての規制になるんですよ。この場合、外壁後退を1メートルとしということは、隣の境界線から1メートル離すということですから、一番狭くても2メートルは距離が離れているということになりますけれども、今、基山町のこの規制をクリアするのであれば、多分30坪ぐらいの土地でもある程度家が建つようなプランは、いろんな住宅会社さん等は持っていらっしゃると思います。この30坪程度の土地に建てる家というのはほとんど、手前に車を2台ぐらい置いて、あとは総2階みたいな建物がほとんどになってくると思えますけれども、そういった土地、例えば、60坪の土地だと2つに分筆できるんです。2つに分筆すると、その建物に規制は、建蔽率、容積率等はある程度考えても、大体建物が、平面が7メートルから五、六メートル、それと高さが七、八メートルぐらいになると。こういった建物が60坪のところを2メートル空けて2棟建ってくるというのは、これまでの50坪から70坪ぐらいの住宅地に対しては非常に圧迫感が出てくるのではないかと。ましてや道路一面に面して3方がそういった建物が出てくると、景観もそうですし風通しもそうですし、生活的にそういった景観がふさわしいのかどうかと思えますけれども。その辺に対して町として、例えば現状の第一種低層居住地域に対して130平米から150平米ぐらいでの開発ということを、町として規制することはできないん

でしょうか。例えば40坪とか45坪以上でないといけないということは。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

既存の住宅地において敷地面積の最低限度を町で規定することができないかということであるかと思えます。こちらに関しては、近隣の市、福岡県内の久留米市や小郡市では、第一種低層住居専用地域に敷地面積の最低限度を定めて都市計画で決定をされております。ですので同じように、町内全域にはなりませんけれども、用途区域に対して面積を設定することは可能かと思っております。あとは、区域全体、町域全体に対してではなく、それぞれの、例えばニュータウンであったり、高島団地、けやき台とか、それぞれの区域によってまちづくりのルールを定めていただくという方法で規定をすることもできます。それが地区計画や建築基準法による建築協定になるかと思えますので、できるかと言われるとそういった手法で可能だと考えております。

○議長（重松一徳君）

松石議員。

○3番（松石健児君）

それぞれの地区、エリアによって地区発議を行わないとそういった規制、それをまた審査して承認をいただかないと認可できないということですね、町としては。分かりました。

なかなかそういった規制を敷くことというのは難しいと思えますし、今の若い方はなかなか土地、建物を買うに当たって庭は特に必要ないとか、最低限の建物と駐車場があって、土地にかかるお金があれば住宅のほうになるべくお金をかけたいという方もいらっしゃるでしょうし、基山町としては非常に交通アクセスもよくて子育て環境もいいですし、ニーズも多いと思えますけれども、今まで住まわれているようなエリアにそういった細かい分筆をされた住宅が乱立をすると、非常に、景観もそうかもしれませんし、住まれている方の暮らしよい住環境というのが阻害されてくる可能性もあろうかと思えますので、そういった規制を設けることが必ずしもいいとは思いませんけれども、少しやはりそういった地域の宅地に対しては、住宅建設に関しては、いろんなそういった業者さんとかに対して、いろんな町としての考え方を説明していくことも必要ではないかなと思っております。これからも基山町が暮らしやすい住環境になることを望んでおります。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重松一徳君）

以上で松石健児議員の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩します。

～午前10時00分 休憩～

～午前10時10分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、天本 勉議員の一般質問を行います。天本 勉議員。

○2番（天本 勉君）（登壇）

皆さん、おはようございます。ただいまから一般質問をいたします2番議員の天本 勉でございます。

傍聴席の皆様、本日はお忙しい中に傍聴に来ていただきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、質問事項1、令和3年度基山町施政運営方針についてお尋ねをいたします。

令和3年第1回定例町議会において、令和3年度の基山町施政運営方針として3つの柱と主な事業、それに伴う一般会計及び特別会計の概要が示されました。

1つ目の柱として「町民の皆さん全員が健康で、安心と安全を感じられるまちづくり」、2つ目の柱として「オール基山での基山町の積極的プロモーション活動の推進」、3つ目の柱として「公共工事の短中長期の計画等の検討」を示されております。この3つの柱の主な実施事業として15事業が掲げられておりますが、次の事業について具体的な内容をお示してください。

（1）「町民の皆さん全員が健康で、安心と安全を感じられるまちづくり」。

ア、危険な地域に絞った個別地域防災の推進。

イ、交通安全対策の推進。

ウ、地域公共交通体系の強化。

（2）「オール基山での基山町の積極的プロモーション活動の推進」。

ア、移住・定住のさらなる促進。

イ、都市計画（都市計画マスタープランの策定）。

ウ、特別史跡基肆城跡の復旧。

エ、基肆城南門跡地区の環境整備。

(3) 「公共工事の短中長期の計画等の検討」。

ア、公共工事計画室による公共工事の見える化の推進。

イ、各セクターの役割分担の見直し。

これらの事業について、具体的な内容をお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

天本 勉議員の一般質問に答弁させていただきます。

柴田教育長から（2）のオール基山での基山町の積極的プロモーション活動の推進について、具体的な内容を示せの中のウとエを、残りを私から答弁させていただきます。

まず、1、令和3年度基山町施政運営方針について、（1）「町民の皆さん全員が健康で、安心と安全を感じられるまちづくり」について、具体的な内容を示せということでございますが、ア、危険な地域に絞った個別地域防災の推進ということで、平成30年7月の豪雨で被災した丸林地区のような急傾斜地に係る土砂災害特別警戒区域が152か所あり、この区域内に家屋が70か所確認されました。そのうち事前調査で、現在空き家になっているものや県の大規模な砂防工事が実施されている22か所を除く48か所について、令和2年10月に佐賀県東部土木事務所と県土木技術職員OBの方々の協力を得て、この48か所についての全ての現地調査を行ったところでございます。

その結果、43か所について何らかの防災減災工事が必要とされたことから、令和3年度からその工事に対する補助金を交付することといたしました。その後、調査箇所ごとに急傾斜地カルテを作成し、本年3月中に全ての御自宅を訪問し、家屋周辺の状況と補助金制度等の説明を行ったところでございます。

現在、問合せを数件受けておりますので、補助制度の活用を推進してまいりたいと考えております。急いでというよりも少し時間をかけて、また御理解いただけるようにしていきたいと思っております。

イ、交通安全対策の推進。

令和3年度の交通安全対策として、町道長野1号線と長野2号線のカラー舗装や町道天台寺線にガードレールを設置することなど、交通安全施設の整備を5か所予定しております。また、高齢者運転免許証の自主返納支援についてもさらに推進していきたいと考えているところでございます。

ウ、地域公共交通体系の強化ということでございますが、地域公共交通のマスタープランである地域公共交通計画を策定し、より効率的かつ利便性の高い地域公共交通の実現に向けて取り組めます。

また、コミュニティバスの利用促進については、生活の足として御利用いただけるように利用者の方の声を反映させた運行ダイヤ及びバス停の位置やルートの見直しの検討を行うほか、新型コロナウイルスワクチン接種の際にコミュニティバスを無料で利用できるようにし、日頃利用されていない方にもこの機会に気軽に利用できるような制度の構築や情報発信を図っているところでございます。

(2) 「オール基山での基山町の積極的プロモーション活動の推進」について、具体的内容を示せということでございますが、ア、移住・定住のさらなる促進ですが、現在パブリックコメントを実施している牛逢地区計画は、いわゆるミニ地区計画の第1号案件となります。今後、駅から近いなど利便性の高い市街化調整区域において、ミニ地区計画による住宅用地の確保を推進していきたいと考えております。

ミニ地区計画という言葉の解説を少しさせていただきますと、一般的に5,000平米以上を地区計画と言っていますので、それよりも小さいものという、そういうことで御理解をいただければと思います。

空き家対策としては、昨年度から基山町版空き家バンク「すまいるナビ」に、住宅に附属する駐車場の登録も可能としましたので、住宅や土地と併せて登録案件を広く募集するとともに、必要な方とのマッチングを推進してまいります。

移住の受皿としての公営住宅を活用するため、モデルルームとして付加価値をつけた空き家の整備や老朽化した標準設備の更新及び積極的な情報発信による新規入居者の募集を行っていききたいと考えているところでございます。

加えて、基山町では、移住後の生活を疑似体験として2週間無料で体験できる移住体験住宅事業に加えて、これは今度の議会に上程させていただいている予算の中に入っているものでございますが、きやま留学事業として、一定の期間を通じて基山町、本町に滞在し、地域

産業の体験や地域での暮らしを通じて本町への移住・定住を図る事業を行うことを検討しているところでございます。

移住に関係します子育て支援についても、今年度から子育て・若者世代の住宅取得補助金制度にUターン者と若基小学校区の新たな加算を加えたところであり、最大70万円の補助を行っているところでございます。

また、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児1人につき5万円を支給する新生児特別定額給付金の給付や、未就学児から高校生までを対象とした医療費の助成を行うなど、町独自の支援を行っているところでございます。

昨年度に引き続き、移住支援金や結婚新生活支援補助金の制度、婚活支援事業を継続し、移住・定住のさらなる促進を図ってまいります。

イ、都市計画（都市計画マスタープランの策定）。

平成18年度に策定した都市計画マスタープランについては、令和3年から2か年で今後のまちづくりの方針を踏まえた見直しを行うこととしております。

（3）「公共工事の短中長期の計画等の検討」について、具体的内容を示せということで、ア、公共工事計画室による公共工事の見える化の推進。

公共工事の見える化の推進については、道路補修計画の策定及び幹線道路の道路新設改良計画の検討を行ってまいります。

公共施設等総合管理計画の見直しについては、各施設の更新や修繕履歴などを整理しながら、適宜見直しを行っていく予定としているところでございます。

イ、各セクターの役割分担の見直しということでございますが、道路ののり面、里道、水路などの管理、行政と地域の役割分担について、様々な角度から検討していきたいと思っております。先ほど出ました私道の関係などもこういうものの中に入ってくるということで、これからこういう行政と地域住民の方の役割分担的なものは本当に真摯に議論していかなければいけないと思っているところでございます。

以上で、1度目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、私から天本 勉議員の御質問にお答えいたします。

(2) 「オール基山での基山町の積極的プロモーション活動の推進」について、具体的内容を示せということについてのウ、特別史跡基肆城跡の復旧についてです。

特別史跡基肆城跡の復旧工事は、佐賀県が行う治山ダム工事の進捗が図られたことから、年度末の工事完了に向けて、管理用道路及びのり面の修復を行います。

エ、基肆城南門跡地区の環境整備についてお答えいたします。

基肆城南門跡地区の環境整備は、令和2年度に地域住民と意見交換を行い、実施設計を完了しています。令和3年度は、地域住民が集える憩いの場、来訪者の休憩所として利用できるようにするため、トイレ等を設置した小公園として整備することとしております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

まず、(1)の町民の皆さん全員が健康で、安心と安全を感じられるまちづくり、まずアの危険な地域に絞った個別地域防災の推進、災害対策事業についてお尋ねします。

豪雨等による土砂災害の防止に努めるため、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの防災工事に補助を行う基山町急傾斜地減災対策事業費補助金交付要綱が創設されまして、本年令和3年4月1日から施行されております。答弁では、レッドゾーンが152か所で、うち48か所について現地調査を行い、その結果、43か所について何らかの防災減災工事が必要であるということでした。特にそういう地域は山間部等が多いと思いますけれども、行政区別の状況が分かれば、そのあたりはどうかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

やはり今議員がおっしゃったような山間部のほうに多く存在するようになっておりますけれども、具体的に申し上げますと、第1区内が9か所、第2区内が11か所、第3区内が2か所、第4区内が15か所、第6区内が8か所、第10区が3か所となっております。合計48か所で、そのうち5件については現状のままだもというところでしたので、そのうちの43か所について具体的な工法などを示しながら、それぞれの御家庭を回らせていただいたと

ころでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

策定したカルテにおいて、防災減災工事が必要とされたときは宅地の工事費の一部を助成するということになっております。建築基準法施工例第80条の3で、土砂災害特別警戒区域内において居室を有する建築物の構造方法等が規定されております。災害の力の大きさ、土砂の高さによって想定される衝撃に応じて国交省の大臣が定めた構造を用いることとされております。

要綱の別表に補助対象工事として擁壁補強工事、擁壁の築造工事、切土、盛土です、そういうことがずっと規定されておりますけれども、ちょっと確認ですけれども、家を建てる場合、基礎をします。多分今はベタ基礎だと思いますけれども、居室を有する建築物を建てる場合、その基礎部分の補強した分、それはこの要綱に該当するのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

議員のお尋ねは、家屋そのものに対して工事を行ったときの補助はあるかということだと思いますけれども、今回のこの補助金につきましては、あくまでも住宅用家屋がある土地のり面の強化を対象といたしてございまして、例えばり面の保護であったり、それから立木が倒木する場合がございますので、そういったことを未然に防止するための立木の伐採であったりとか、それから湧水等を防ぐための水路の整備であったりとか、そういったことを対象といたしてございまして、今お尋ねいただいた部分については対象外となります。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

家屋の基礎の部分は対象にならないということですね。

次に、当初予算で今回100万円、ふるさと応援寄附金繰入金を入れて計上されております。答弁で、問合せは今数件受けているということでしたけれども、今の問合せ件数とか申請状

況とか、そのあたりが分かればちょっとお願いしたいと思えますけれども、どんなふうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

具体的に申し上げますと、具体的に地権者の方から御相談をいただいた部分が検討中ということで3件をいただいております。そのうち1件の方については、もう業者のほうに見積りとかも依頼をしたということでございますので、かなり前向きの状況で御相談いただいていると思っておりますので、そういった方についてはぜひ御利用を促していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

引き続きこの制度の周知に努めていただいて推進していただきたいと思えます。

次に、交通安全対策の推進についてお尋ねします。

通学路等の安全対策として道路舗装やガイドパイプ等の交通安全施設整備を行うために交通安全施設工事として当初予算で260万円計上されております。答弁の中で、町道天台寺線にガードレールを設置すると答弁されましたけれども、具体的にどの辺りか分かりますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

場所でございますけれども、本福寺に上っていくちょっと手前のところ、車が転落すると非常に危ないような場所がございますので、そこに設置する予定でございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

以前私も質問して、昨日品川議員からも質問されました明光寺西側道路の水路の安全対策ですが、これにつきましては、昨日も町長から前向きに検討していくということで答弁をい

いただきました。ちょっともう少し突っ込んで、具体的な検討、工法も含めてどのような検討をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

明光寺西側の町道宿1号線につきましてでございます。この道路につきましては、道路の幅員も非常に狭い道路となっております。水路にボックスカルバート等を入れて蓋がけを行い、道路の拡幅ができないか、またガイドパイプの設置ができないか検討をしております。しかし、大雨時等に水路の断面が小さくなりますと水路に流れる水があふれる可能性がございます。また、町道側には上下水道管も通っているために、町道側を工事の際に削ることも非常に難しいという状況でございます。また、水路の管理でございますけれども、地元の住民の方による水路の清掃も今していただいております状況で、建設課とも十分協議をしまして、一部道路から水路に張り出す工法により対応できないか検討を進めてきたところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

今の答弁の張り出す工法ですが、そういうのをちょっと考えてみますと、やっぱりそこに大型の車両やらが乗ると大きなモーメントがかかると思うんです。支持する側の構造が頑丈でないと、何か横転するような感じもしますけれども、そのあたりはどうだろうかと思いますけれども、よろしければお願いします。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今住民課長から御説明した部分につきましては、現在の検討という部分になりますので、今後また状況も若干変わってきている部分もありますので、検討を続けていきたいと思っております。議員の質問の中身でございますが、現在張り出し式のものについては、電動なり、あるいは曲線部の拡幅なり、そういった中でも多く使用されており、実績もあります。また、この製品については工場での生産品になりますので、そういった荷重の関係の品質管理ある

いは耐久性等も計算されたものになってまいります。そして、道が狭いので、全輪が乗るということはありませんので、あくまでも片車輪、左側とか右側だけが乗るという形になりますので、そういった意味から、当然片持ちでも耐え得る重量が反対側の支持する側にかかるような計算になっておりますので、工法的には一般的にもう既に広く使われている工法ということで、そういった構造上の問題はないと思っております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

その張り出し工法みたいなものにすると、やっぱり草が生えたり、やっぱり管理等が大変だろうと思うんです。ちょっと私は思うんですけれども、やっぱり水路の断面は確保して、例えば石垣の擁壁、石垣に床版乗せの擁壁について、それに床版をかけていく。それでその床版がもし音がするようだったら、ちょっとそこにアスファルト舗装なりを施して、そして水路管理のために20メートルピッチでグレーチングを敷設する、そういうような構造でもよいのではないかと思うんですけれども、そのあたりはどうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

通常、流量の少ない水路はそういった形でもやっておる実績がございます。ただ、今回かなり広く水が集まるので、ここが終末になる部分ということで水量がかなり多いということで、水路幅も拡大したという過去の部分もございますので、あくまでも検討の段階でまだこれに決めたというものではございません。ただ、先ほど議員さんがおっしゃられた形は、まず蓋を支持するための側壁が要ります。これが厚くなりますので、これに対しても水路をある程度狭くする要因となります。また、蓋も当然ごみ収集のパッカー車等が通りますので、そのようなものが乗ることも予想されますので、それに耐えうる蓋の厚さとなると、またこれも20センチ近くになります。

そのように、水路の中で造るには、そのように水路断面を狭めてしまう部分もございますので、今それで検討をいろいろさせていただいているところでございまして、まだこれに決めたということではございません。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

こちらの話で恐縮ですけれども、今の話だと、張り出しにほぼ決まったような感じに受け取るけれども、私が最後に確認した段階では、張り出しは断念したというふうに私は理解しているので、何か今の答弁が全く私には理解できないので。

ただ、品川議員から昨日あったんですけれども、だからちょっとだけ張り出しをして、そこにガードレールを乗せるというのはあるかもしれないなど。要するに、車は絶対にそこには乗らない、幅を確保するためだけに、本当にガードレールの部分だけを張り出させるみたいなことはひょっとしたらあるかもしれないなどというのは昨日思っていたんですけれども、いわゆる張り出し工法というのは、私は断念したと聞いていたはずなんですけれども、逆にそこら辺がいつまた元に戻ったのか、ぜひ、おかしい話ですけれども、もう一回建設課長には答弁していただきたいんですけれども。

○議長（重松一徳君）

建設課長。整合性を持って発言をお願いします。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

先ほども言いましたように、これに決めていません。ただ、これを、当然、地元の要望では蓋等による要望でございますので、限りなく要望に近づけていきたいというところで、当然そういった蓋式の形で検討を現在はしております。

ただ、この工法がそういった地元の要望との整合が取れないというところで、これは余り採用しないような形で内部の議論を進めております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

本当にまた中身を精査していただいて、当然断面を確保していただいて、やっぱり事業費も五、六千万円はかかると思うんです。昨日の話では、まだ補助メニューも決まっていないということでしたので、ある程度精査していただいて、安全対策に努めていただきたいと思います。

そして、向平原の真尻地区の開発もあります。都市計画法の技術的な基準、33条で、1ヘクタール以上の開発の場合は調整池を設けなければならないとなっております。だけれども、

やっぱり水が増えてくると思いますので、そこら辺も含めて御検討のほどよろしくお願いたします。（「議長、町長の答弁と課長答弁とちょっと……」の声あり）

○議長（重松一徳君）

先ほど整合性を持たせて発言をさせましたので。（「……見解にしてもらわないと」の声あり）すみません、今、天本議員の一般質問ですので、今の意見は後で聞きます。

○2番（天本 勉君）

次に、地域公共交通体系の強化についてお尋ねをいたします。

施政運営方針の交通政策として、さらなる利便性と新たな地域公共交通ネットワークの確立を図るために、地域交通計画の策定を行いながら、町民のニーズに沿った運用改善と地域に合ったコミュニティバスの在り方を検討するということになっております。先ほどの答弁で、地域公共交通体系のマスタープランである地域公共交通計画の策定ということをおっしゃいましたが、大体どのようなイメージなのか、そのあたりはどうなのかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

地域公共交通計画では、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスは最大限に活用する。それに加えて、必要に応じて企業の送迎バスやスクールバス、病院やスーパーなどの既存の民間事業者等による送迎サービスなど、地域の多様な輸送資源の活用の可能性を幅広く検討するということが必要になっております。そういった持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することが求められております。

ほかにも交通系のICカードによるキャッシュレス化、それとITを用いた技術なども最大限に活用し、生産性を向上しながら地域の高齢者はもとより幅広い利用者にとって使いやすいサービスの提供を行うことが求められております。さきの答弁にもありましたように、地域にとって望ましい旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランというようなイメージになるかと思えます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

町民のニーズに沿った運用改善と地域に合ったコミュニティバスの在り方を検討していくということです。また新たに課長になられて、今現在感じておられる何か、課題であるとか、そういうのがありましたらお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

昨日の答弁でもちょっとお答えしたものと同じになりますが、今年3月に本桜線のコミュニティバスの乗り込み調査、アンケート調査を実施しております。利用者のほとんどの方が高齢者で、その利用目的としましては病院や買物、役場に行くために使われているという方がほとんどでした。その方々の要望としましては、病院や買物に行くときに便数を増やしてほしいというような要望が大変多かったと思っております。

それと、過去の乗り込み調査の結果を見ても、同じように病院や買物に行くときに日常的に利用しているけれども便数が少ないとか、ルートを増やしてほしいというような御要望をいただいております。

これらを課題として捉えておりまして、今回の地域公共交通計画では、コミュニティバスの公共交通だけでなく、民間の送迎サービスといった地域の多様な輸送資源の可能性も幅広く検討することが求められておりますので、こういった課題を一つ一つ活性化協議会で検討して対応していけたらと思っております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

今言われた課題をまた協議会のほうで議論されて、この計画の策定によってやっぱり町民のニーズに合った運用改善と地域に合ったコミュニティバスの運行をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に（2）オール基山での基山町の積極的プロモーション活動の推進、移住・定住のさらなる促進についてお尋ねします。

基山町の定住促進と人口増加を図るために、平成28年度から子育て世帯の住宅取得補助金制度が創設されております。過去5年間の実績はどうか、そのあたりはどうかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

子育て若者世帯の住宅取得補助金制度の実績を報告いたします。

平成28年度は40件、うち町外居住者は16件申請がございました。執行額としましては1,520万円。平成29年度は55件、うち町外居住者は28件申請がございまして、執行額は1,970万円。平成30年度は57件、うち町外居住者の申請が41件ございました。執行額は1,980万円。令和元年度は68件のうち35件が町外居住者の方の申請です。執行額が2,000万円。令和2年度は54件のうち36件が町外居住者の方の申請で、執行額が1,760万円でした。

5年間の全体申請件数としましては274件、うち町外居住者は156件で、この補助金を活用された町外から移住されてきた方が519名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

今までは最大50万円だったのが、今回は見直しをされて、Uターン者と若基小学校区の新たな加算で最大70万円補助できるようになりました。70万円になって、何かこう、今問合せとか、そういう状況が分かればお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

問合せといいますか、申請に来られた方で若基小学校区加算に該当された方がその制度を知らなかったもので、大変喜んでおられました。

以上です。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

若基小学校は児童減で、この加算によってやっぱり児童が増えることにつながることに期待したいと思います。

次に、町長にお尋ねしたいんですけれども、先ほど向平原の真尻地区の開発で私たちに全協で説明のあった資料には、住宅の案と、そしてその中に商業施設がある計画もあったんです。私は本当にイオンとか、ゆめタウンとか、ああいう大規模商業施設は、ちょっとやっぱり誘致はいかなものかと思うんですけれども、小規模な店舗は、町民の方の生活利便性の向上から考えるとあったほうがいいのではないかなと思うんですけれども、そのあたりのお考えはどうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

真尻地区については、当初からそういう小規模なものについてはぜひ考えましょうという話になっているのでございます。それで、地区計画はうちでつくるので、そういう小規模な店舗もしくは店舗併用住宅みたいなゾーンみたいなものをつくるけれども、ただこれはうまく誘致できないとうまくいきませんので、誘致できないと計画全体がぼしゃったらずいので、そこはそういうゾーンか、もしくは通常の住宅ゾーンかみたいな感じの平均になるのかなとは思っていますけれども、ぜひそういう小規模の魅力ある店舗が入ってくれるようになったらいいかと、逆にそういう希望的な観測を持っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

よろしく願いしておきます。

社人研、国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、令和24年度、基山町は1万4,685人で高齢化率が42.2%まで、社人研の推計では上昇すると推測されております。今現在が約1万7,500人で、それで元高尾病院のマンション建設とか、11階建ての60戸ですか。そして地区計画のこういう話もあります。さらなる子育て世代の定住促進に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、都市計画マスタープランの策定についてお尋ねします。都市計画マスタープランは都市計画の18条の2で、市町村の都市計画に関する基本的な方針ということで規定されておりまして、基山町の総合計画でその基本構想、それと県が定めた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、整開保です、都市計画区域マスタープラン、区域マスに即し定めなければ

ならないということになっております。基山町の都市計画マスタープランは平成18年9月に策定されまして、今回2年をかけて見直しをされて、20年後の基山町の都市計画に関する方向性を示すということですが、県の区域マスとの整合性、この区域マスにおける基山町の位置づけはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

まず、県の都市計画区域マスタープランとの整合性についてですが、佐賀県が定める都市計画区域マスタープラン、こちらは平成16年に策定されております。鳥栖基山地区の区域マスタープラン、県の中の鳥栖基山の分として区域のマスタープランを立ててあります。こちらが長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて大きな道筋を示すなど、都市計画の基本的な方向性を示すものとなっております。こちらが県の計画策定から既に18年ほど経過しておりますので、昨年度から県のほうも見直しを行われているところではあります。

町が定める都市計画マスタープランは県が定めるマスタープランに即してまちづくりの全体構想や地域別構想を定めるものとされておりますので、ちょうど基山町も今年度から都市計画のマスタープランの見直しを行いますので、県の区域マスタープランの見直しと調整を取りながら策定を進めてまいりたいと考えております。

それと、今現在、平成16年に県が策定した区域マスタープランでの基山町の位置づけとなりますが、まず基山町の位置づけの前に、鳥栖基山の区域の位置づけとしましては4つございまして、九州のクロスポイントとしての流通業務の産業活力あふれるまち、それと、職場と住居、職住近接の良好な住環境を提供できるまち、3つ目が、県境を越えた多様な連携・交流を育むまち、4つ目が、豊かな自然的環境の下、歴史と文化を生かすまちとなっております。その中でも、基山町の位置づけとしましては、JR基山駅を中心とする地区が町の中心商業地として機能の充実を図る。それと、既存の工業地である長野地区は、工場が集積しており、今後とも工業地として工業、流通業務機能の強化に向けて、道路等の都市基盤の整備を図る。それと、鳥栖インターチェンジに近接する地区が流通施設の立地需要や高度化、多様化に対応するために交易物流拠点の形成を図る。あと最後に、基肆城跡等の歴史的文化的遺産はレクリエーション空間として活用を図るという位置づけをされております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

立地適正化計画が今年の3月に策定されております。私は立地適正化計画はやっぱり、表現で都市計画マスタープランの高度版であるという表現がなされておりましたけれども、私はあくまでも立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部で、上位計画が都市マスだと思っております。そのあたりはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

都市計画マスタープランは将来の町の姿や考え方、まちづくりの地域別方針を定めたもので、あと立地適正化計画は町全体の中で特に居住誘導する区域や、都市機能を誘導する区域を定める。それで、その区域内に誘導する施設を設定するというものであることから、議員おっしゃられますように、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部であり、マスタープランよりも都市構造をコントロールする新たな仕組みを定めたという意味合いで、高度版であるとみなされております。

基山町はマスタープランの見直しよりも立地適正化計画のほうを先に策定しておりますので、立地適正化計画に書かれております例えば利便性の高い箇所への人口誘導なども含めたところでマスタープランの見直しを考えていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

前回、今策定されている基山町の都市計画マスタープランは、もう全体構想と地域別構想から構成されております。この10区、12区、けやき台地区の地域と、駅前を中心とした9区、3区、11区、5区、7区を含めた地域、それと1区、2区、4区、6区の間部地域、この3つの地域で構成されております。私は先ほどの県の区域マスですね、大字長野地区、あの辺りは工場と流通業務が充実している地域、そういうことで、4地域ぐらいに分けてもいいのかなと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

議員おっしゃられるように平成18年に策定したマスタープランでは、3つの地域に分かれております。計画策定から15年ほど経過しており状況が変わっていることもあるかと思いますので、今後アンケート調査や地域懇談会、パブリックコメントを実施して、町民の皆様の意見を伺いながら、今後のまちづくり方針や地域について、区域の分け方も含めたところで検討していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

先ほど言われましたように県の都市計画区域マスタープランです、基山町の位置づけは、さらなる流通業務機能の強化を目指す。それと、高齢者や子育て世代等全ての人に配慮した安全で安心して住める良好な居住環境を提供することができる町を目指す。それと、基肆城跡などの歴史的資源を生かしたまちづくりを目指す、そういうことで、ちょっと基山町はうたわれておりますけれども、今回の計画、開発の話もあります。20年後を見据えたよりよい計画になるように、策定を進めていただきたいと思います。

次に、特別史跡基肆城跡の復旧についてお尋ねをいたします。

答弁では、治山ダム工事の進捗が進んだから、年度内の工事完了に向けて、管理用道路とのり面工事を行うということでしたけれども、場所は具体的にどこかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

管理用道路につきましては、水門から上がっていく道になりまして、東北門の途中に上るところがありますけれども、その突き当たりまでのほうが管理用道路になります。そののり面の部分が水害で崩壊をしておりますので、その部分の修復工事となってきます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

よろしく申し上げます。

それと、今、砂防ダム工事をして、いものがんぎのちょっと崩れて、あその谷が崩れておりますけれども、以前は、昔登山道から横断する遊歩道があったんです。それがやっぱり崩落で分断されておりますけれども、そこの辺りの復旧はどうかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

まず、治山ダムの復旧工事のほうと打合せを行うようにしておりますけれども、復旧工事で壊れた部分を、それから災害で壊れた部分というのを明確にする必要がありますので、ちょうど6月18日、もう少し先なんですけれども、その時点で明確にどちらが修復するという話をしまして、現状を回復したいと考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

次に、基肄城南門跡地区の環境整備についてお尋ねをいたします。

環境の整備計画概要をもう一回、具体的にどのような計画になるのかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

教育長の答弁のほうにトイレ等を設置した小公園としておりますけれども、その具体的な中身といたしまして、トイレについては男女別に多目的スペースを兼ね備えたトイレといたします。それから浄化槽等も設置をして整備をいたします。それから、それに付随した施設として、照明であったりベンチ、水門等がございますので、案内板の設置までを今予定をしているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

ちょうどその基肄城の南の水門跡に住吉神社というのがあって、水害で崩落して、基山町の歴史的風致形成建造物に第1号として認定いただいて、今現在、復元に向けて地元では取り組んでおります。大体復元費用が、設計の施工管理、工事を含めて1,700万円です。です

から、ちょうど国と町で1,000万円ぐらいいただいておりますので、残りの700万円を今地元で毎月積立てをしながら復旧に向けて対策委員会等も設置しながら、推進委員会もしながら取り組んでいる状況です。

次に、公共工事の短中長期の計画等の検討について、アの公共工事計画室による公共工事の見える化の推進についてお尋ねをいたします。

先ほどもありましたけれども、やっぱり公共施設等の総合管理計画の見直し、それに合わせて道路整備の補修も含めた計画の策定ということであります。

今、基金の状況ですが、私はやっぱり基金の中で、財政調整基金と公共施設整備基金、ふるさと応援寄附金、この3つの基金をいつも見て気にしております。平成29年度で財政調整基金が5億9,000万円で、公共施設整備基金が8億4,000万円、ふるさと応援寄附金が5億円、合計19億4,000万円で、令和2年度末で財調が3億8,000万円、公共施設整備基金が7億9,000万円、ふるさと応援寄附金が倍の10億円に増えておりますけれども、合計22億円と、2億6,000万円増えております。やっぱりふるさと応援寄附金が多かったからです。しかし、令和3年度末の見込みでは、財政調整基金が1億3,000万円、公共施設整備基金が5億5,000万円、ふるさと応援寄附金が9億9,000万円、合計で16億7,000万円と約5億3,000万円減の見込みになっております。何かやっぱりふるさと応援寄附金が増えているので何とか基山町がもっているような状況で、もう財政調整基金は平成29年度から令和3年度末で4億5,000万円の減、公共施設整備基金は3億円の減と、そういう状況にある中で、今回公共施設の道路を含めた計画を立てられているけれども、やっぱり実施計画に、この事業をするなら財源の裏づけをつけた計画でないと意味がないと思うんですけれども、そのあたりはどうかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

権藤建設課参事。

○建設課参事（権藤貞光君）

公共施設等総合管理計画についての財源の裏づけということについて御説明いたします。

見直しに当たりまして様々な検討をしていくわけなんですけれども、当然今の計画書の中にもこれまでの予算の推移等は記載されておりますので、今回も今後10年から30年のコストの検討をしていく中で、一般財源、特定財源のところも財政課と協議しながら盛り込んでいくことで考えております。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今、数字を言われたので、いわゆる今の数字は本年度以外は全部、末の結果なんです。今年度の末は、今現在で予測しているという、そういう状況の数字なので、予測はやっぱり厳しく見るようになってきているので、それで5億円減るみたいに考えられるのは、あまりにも短絡的ではないかと思っております。なぜかといいますと、当初だけで比べますと、平成29年が、上だけ言うと合計で12億円、そして平成30年が12億円、平成31年が9億円、去年令和2年が10億円、そして今年は14億円なんです、逆に。だから、そういう意味でいうと、今の段階、当初の段階で比べると今年はむしろ基金の額は増えていると御理解いただければと思いますので、ただ、これも予測の世界でございますので油断はできませんし、おっしゃるように全体のバランスでは財調とか公共のほうが低くなっていますので、それを増やすように今努力もしておりますので、そこは御安心いただいていいのではないかなと思っております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

園部団地の建て替えとか葬祭場の問題、それと幹線道路の整備、それと生活道路の維持補修。本当に課題がたくさんある中で、なかなかこの策定も厳しいと思うんですけども、十分精査をしていただいてすばらしい計画になるようお願いをしたいと思います。

最後に、各セクターの役割分担の見直しについてお尋ねをいたします。

昨年の議会の語ろう会において、今現在、個人所有の農地に隣接している公共施設の公共用地の道路、水路については、これは隣接地権者が草刈りを行っております。やっぱり耕作放棄地が増えてきてそこを刈る人がいないから、こういう高齢化が進む中、こういう環境の美化の観点で、少しでも委託もしながら、そういう町有地の維持管理が必要ではないかという意見も出されております。法定外公共物の役割分担、地域行政と受益者等で役割分担のルール化を検討していきますということでもありますけれども、どのような検討なのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（重松一徳君）

権藤建設課参事。

○建設課参事（権藤貞光君）

各セクターの役割分担について御回答いたします。

まず、昨日からもいろいろ御質問がありましたとおり、高齢化が進んでおりまして、また農業の関係者の方も減っておりまして、水路等の草刈りが非常に厳しい状況になっているということは承知しております。今、そういう中でも、農業関係者の方に草刈りを行っていただいております感謝しているところでございます。

役場といたしましても、昨年ぐらいから協議、議論を進めておりますがなかなか難しいところで、財政的に制限がある中でどのような方法があるかというところを議論しているところでございます。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

私たちも中山間地域を組織しておりますので、河川清掃が年2回あります。その……（「時間になりましたので」の声あり）分かりました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重松一徳君）

以上で天本 勉議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

～午前11時10分 休憩～

～午前11時20分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、中村絵理議員の一般質問を行います。中村絵理議員。

○1番（中村絵理君）（登壇）

皆様、こんにちは。1番議員の中村絵理です。

傍聴にお越しいただきました皆様、いつもありがとうございます。

さて、今回の私の質問事項は、基山町を取り巻く環境問題についてでございます。

2020年10月、菅総理大臣はその所信表明の中で2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言、積極的な温暖化対策が産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという見解を示しました。

この地球温暖化に代表されるように、今日、私たちを取り巻く環境問題は将来世代に大きな影響を及ぼすことは明らかでございます。各企業の技術革新や政府による規制強化などはもちろんのこと、個人レベルでの行動の積み重ねも必要不可欠な要素と言われております。

基山町も2019年12月に基山町環境基本条例を制定、現在、基山町環境基本計画策定への取組を進めております。

今回の私の質問は、この基山町が直面している環境問題に町民の皆様たちも個々に向き合い、そして基山町の環境保全と創造のために何ができるのかという意識を育て実行できるまちづくりを目指すものであります。

質問事項でございます。

- (1) 基山町環境基本計画の構想と進捗状況はどうなっておりますでしょうか。
- (2) 現在、基山町が課題としている環境問題にはどんなものがあるのでしょうか。
- (3) 基山町環境基本計画策定に伴う環境意識調査の結果内容はどういうものでしたでしょうか。

- (4) 基山町の環境保全に対する取組をお示してください。

まず、ア、町の施策。

イ、教育現場における取組。

ウ、その他の団体。

- (5) 基山町環境審議会委員と課題別専門部会の構成と位置づけをお示してください。

以上、1回目の質問を終了いたします。

○議長（重松一徳君）

傍聴の皆様をお願いいたします。感染防止のためにマスクの着用をお願いいたします。

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

中村絵理議員の一般質問に答弁させていただきます。

(4) の取組のイについて柴田教育長から答弁させていただきまして、残りを私からさせていただきますと思います。昨日の大久保議員の御質問の中でも脱炭素のお話が出てまいり

ました。今、中村議員からもこの環境問題の話が出てきておりますが、実は先ほど天本議員の御質問の中で、今年度の施政運営方針の話が出たんですが、いろいろずっと考えていて、来年の事を言うと鬼が笑うかもしれないけれども、来年の柱の一つは環境エネルギーだなど、エネルギーとつけたのは、何かバイオマスの話、そういうのを考えるとエネルギーも外せないかなという感じ、脱炭素的な意味合いも兼ねてです、というふうに、何か今回の一般質問の中でヒントをいただいた感じがしますので、実は今、環境はまちづくりの中で2人でやっているのです、そういう体制の問題も含めてこれから来年度が環境基本計画の2年目、最終年度になりますので、そういう意味ではそういうことを考えていく必要があるんだと思った次第でございます。ありがとうございます。

それでは、1、基山町を取り巻く環境問題についてということで、(1)基山町環境基本計画の構想と進捗状況はということでございますが、基山町環境基本計画につきましては、条例の「基本理念」、「基本方針」を柱として計画の構想としておるところでございます。

進捗につきましては、昨年度、環境審議会を3回開催し、アンケートによる環境意識調査を実施しました。今年度は、計画の骨子を作成し、ワークショップや講演会を実施しながら指標や目標の検討を進め、素案のパブリックコメントを実施し、計画を策定していきたいと思っているところでございます。

(2)現在、課題としている環境問題は何かということでございますが、環境問題といたしましては、地球全体及び全日本的に考えられている地球温暖化対策であったり、大気汚染、水質汚染、騒音・振動、そういったもの、そして身近なごみの減量化・リサイクル、そして植物等の保護、さらに身近な飼い犬・野良猫等のふん害、野焼き、ポイ捨てを含む不法投棄、私有地の草木、ゴミ収集所などの問題が挙げられると思います。特に昨今、ゴミ収集場所の問題というのは非常に問題になっているし、これから先にまた大きな問題になってくる可能性がありますので、その辺により焦点を当てていきたいと思っているところでございます。

(3)基山町環境基本計画策定に伴う環境意識調査の結果内容はということでございますが、町民及び事業所を対象に昨年末に実施しました環境意識調査では、町民の方1,000名、それから事業所100社にアンケートをお願いし、インターネットの回答も含め町民の回答が52.6%、事業所が45%の回答があったところでございます。

町民アンケートでは、「環境問題への関心」について、「地球温暖化、大気汚染や騒音、河川等の水質汚濁、ごみ処理・ごみ減量化・リサイクル等」に80%を超える方が、関心があ

ると回答され、一番低い「貴重な動植物の減少」でも70%の方が、関心があると回答されました。

「環境の保全や創造のための行動」については、「資源物の分別収集やリサイクル活動に努めている、物を長く使うよう心がけている、マイバッグを使っている」と回答された方が90%を超え、アンケートの結果から、町民の皆様の環境に対する関心の高さを確認することができたところでございます。

一方、事業所アンケートでは、「環境保全対策の取組状況」として、「昼休みの消灯、空調の適温化」に目標を設定して取り組んでいると約50%の事業者から回答をいただいたところでございます。

今年度は、いただいたアンケート調査の結果を分析し、課題として計画に反映させてまいります。

(4)環境保全に対する取組を示せということで、まずは町の施策ですけれども、年2回、町内美化活動として、春の県内一斉ふるさと美化活動、今回は延期したものでございますけれども、及び秋のクリーンアップ基山を実施しているところでございます。その他、環境美化推進員による環境美化パトロール、小学生親子を対象とした川の生き物を調査する水生生物調査、ごみ袋・ごみカレンダー・家庭ごみ分別大辞典によるごみの分別、ダンボール・紙パック・雑誌等の資源物回収、ダンボールコンポスト・生ごみ処理機器の購入費補助によるごみの減量、不法投棄防止の看板設置及びパトロール、年4回の河川及び事業所排水の水質測定調査・大気汚染測定調査、看板・広報・ホームページによる犬や猫の飼育マナーについての啓発、不用家具等のリサイクルバザー等に取り組んでいるところでございます。

ウ、その他の団体。町内に流れる河川環境を良好に保つために町内の5地区で構成された基山町河川愛護協会が、県の受託事業として春と秋の年2回の草刈り清掃を実施いたしているところでございます。

町内の道路、水路、公園等をボランティアで美化活動する「アダプト・プログラム」には、個人登録20名、団体登録31団体、合計798名の方に活動いただいているところでございます。このアダプト・プログラムは、今後もう一度再考して、この方向性を考えていくことが今回の議会で多くの方から質問をいただいています行政と住民の役割分担の見直しの中にも生かしていけるのではないかと考えておりますので、これから重要視していきたいと思っております。

(5)基山町環境審議会委員と課題別専門部会の構成と位置づけを示せということでございますが、基山町環境審議会は、環境保全の学識経験者として大学教授、関係行政機関として県環境保全課職員、消防・警察の代表、関係団体の代表として農業委員会・商工会・農協の代表、一般公募による住民代表などの町内外の有識者12名で構成しております。環境審議会における専門部会につきましては、資源の有効利用やごみの排出抑制に関する「廃棄物専門部会」と河川の状態や省エネなど自然・生活環境の保全に関する「環境専門部会」の2つの専門部会を設置し、委員を分けて協議検討していただき、計画をまとめていきたいと考えているところでございます。

以上で、1度目の答弁を終了いたします。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

では、私から中村絵理議員の御質問、1、基山町を取り巻く環境問題について、(4)環境保全に対する取組を示せの中のイ、教育現場における取組についてお答えいたします。

小学校では、学習指導要領に基づき「環境への配慮」や「持続可能な社会の構築」について各教科で学習しております。具体的には、4年社会科で、ごみ処理とリサイクルについて学び、実際にクリーンヒル宝満や浄水場などへの見学も一昨年までは実施しております。5年社会でも環境問題や公害病について学んだり、6年理科や家庭科でも生活と環境のつながりなどを学んだりしております。

中学校でも理科、社会、技術・家庭科、英語科など、幅広く環境問題について学んでおります。新学習指導要領となった今年度からは、特に「持続可能な社会」や「持続可能な開発目標、SDGs」に関連した内容を各学年の様々な単元で取り扱うようになっております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ありがとうございます。それでは、今から質問に入ります。一問一答をお願いいたします。

まず、基山町環境基本計画の構想と進捗状況はということにつきまして、構想は基山町の

環境基本条例、こちらの基本理念と基本方針を柱とする計画と。それから進捗状況は、今進んでいる状態であって、今後は計画骨子を作成し、ワークショップ、講演会、それから素案のパブリックコメントなどを行ってから、いよいよ策定に入るといふふうに御答弁いただきました。

1つお尋ねしたいんですけども、多分、こちらに来ていらっしゃる皆様がこの基山町の環境基本条例、これについて、条例は出ましたがなかなか周知できていないところもあると思うので、簡単で結構でございますので、この基本理念と基本方針を分かりやすく御説明を簡潔にお願いできたらと思います。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

環境基本条例の基本理念と基本方針でございます。こちらの考え方につきましては、町長の答弁にもありましたけれども、専門部会を分けて今後進めていくという、専門部会を分けるところでも整理をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、まず環境基本条例につきましては、次世代を担う子供たちに豊かな自然環境を残し、自然環境と人間環境が調和する誰もが住みやすい町をつくることを目的として制定をしております。この目的を達成するために、基本理念としまして、条例の第3条に規定をさせていただきまして、その基本理念の実現を図るために、基本方針、条例第8条でそれぞれ1号から4号まで定めております。

基本理念及び基本方針の第1号につきましては、大気、土壌、騒音、振動、地下水、公害など生活の環境保全についてまとめております。基本理念、基本方針の第2号には、森林、河川、農地などの適正な維持管理、利用など、健全な生態系を守る自然環境の保全についてまとめております。基本理念、基本方針第3号は、学校教育や社会教育など、環境教育の推進についてまとめております。基本理念、基本方針の第4号は、資源の有効利用やごみの排出抑制などの循環型社会の構築、それと、温室効果ガスの排出抑制、エネルギーの節約などの地球温暖化の防止についての内容をまとめさせていただいたところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ありがとうございます。簡単にこの基本方針をお聞きいたしますと、まず水とか大気、土壌などを良好な状態に保つことで住民の皆様の健康を保護して生活環境を保全するということ、それから森林とか、あと川、農地などを適切な維持管理をしていながら適切な利用をすることで、動植物の健全な生態系を保全します。それから、町民や利用者が環境への理解を深めて環境に配慮した生活ができるよう、環境に関する教育や学習の推進、情報の提供に努めます。そして最後に、また地球温暖化を防止するための環境への負荷が少ない循環型社会の構築に努めますというふうに私も理解をしておりますので、これでよろしいでしょうか。

さて、ここでお尋ねしたいのが、今後いろいろと事業を進めていच्छゃると思うんですが、このワークショップや講演会というのほどのようなものを考えていच्छゃるんだらうかと、ちょっとそこら辺を教えてくださいたいと思うんですが。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ワークショップや講演会を進めていしながら環境基本計画の策定を進めていきたいということでございまして、ワークショップにつきましては、町民の皆様の御意見を計画の中に反映させていくために、部会別にテーマを分けて開催したいと考えております。時期につきましては、8月から9月にかけて計画したいと考えております。

環境講演会は自治総合センターの助成を受けまして開催するものでございますが、9月の中旬に予定をしております。子供から大人まで環境問題に関心を持っていただき、普段の生活の中でも環境を意識した生活を送っていただくきっかけづくりになるように考えております。内容としましては、エコ科学実験を交えた講演会、それと小学生を対象にした体験教室を計画しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それから、もう一つお尋ねをしたいんですけれども、今後パブリックコメントもなさると。これについて、今までの御経験上、どのくらいの回答が寄せられるものなのだろうかとは私には思っているんですけれども、アバウトで結構ですので、大体どのくらい来るものなんでしょう

うか。予想されているかをお教えてください。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

パブリックコメントの経験上の回答ということでございますが、私の経験したパブリックコメントでは、少ない場合が多いと考えております。今回の場合につきましては、環境という身近なテーマでございますし、カーボンニュートラルという話題もございますので、できるだけ多くの方の御意見をいただけますようにワークショップや講演会、体験教室などの取組を行いながら、注目していただけるように努めていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。なかなかうまくいかないものですね。これは了解いたしました。

次に、2番目の、現在基山町が課題としている環境問題は何かということで、いろいろなことを挙げていただきました。私が冒頭の質問要旨で申し上げましたように、菅総理大臣も各企業の技術革新や政府による規制強化はそうなんですけれども、個人レベルでの行動の積み重ねが大事だとおっしゃっておりますし、松田町長もこの間のウェブ町長室で、基山の脱炭素、温暖化についての質問に対して、この課題は行政だけではなくて町民一人一人、また企業や団体の取組を積み上げたものと思っていると、町民の皆様の質問に答えられております。

私の今回の質問は、この行政が取り組むべき課題、それからもう既に取り組んでいらっしゃる事、それから企業や団体が取り組むべき課題と、それから取り組んでいらっしゃるもの、これはそれぞれもうやっぺらいらっしゃると思いますけれども、私たちが、今回は町民一人一人ができることは一体何なんだろうかと。そこにちょっと今回は焦点を絞りたいと思っております。

基山町はほかの自治体に比べると、比較的きれいな環境が保たれていると伺っております。確かにそうだと思っております。ただ、それが一体誰によって保たれているのかと。このところはちょっと私のはてながついているところでございます。それと、最近いろいろな

場所でたばこの吸い殻とか、あと今はマスク、それから空き缶やペットボトルなどのポイ捨てとか、あとは犬、猫などのふん尿による問題提起を多くいただいております。これはちょっと前から続いていることだと思います。これはほぼいたちごっこでございまして、これは何とかしなければいけないだろうと。これは私たちが取り組むべき問題、町の行政の方々と一緒に取り組む問題であろうと考えていて、ここで、ボランティアの皆様には基山町はいっぱい動いていただいているので、今は何とか保っているんですけども、町民の皆様一人一人の問題意識がすごく低いのではないかと私個人的には思っておりますし、これが月日が過ぎれば、皆様が高齢化の世代交代の時期が来たときに、次の世代の方々がこのボランティアをやっていただけるんだろうかと。何かそんなところもちょっと危惧していたりします。

それで、次にちょっとお尋ねしたいのが、ここ基山町の環境保全関連の条例でございます。こちらはなんと、探してみると、基山町空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例が平成6年に出ております。そしてもう一つ、昭和47年に基山町犬取締条例というのが出ております。この2つの条例があるんですけども、まずお尋ねしたいのは、これらの条例があることを町民の皆様は周知しているんだろうかと。その件についてどう感じていらっしゃるかというのをお答えいただけたらと思うんですが、お願いします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

2つの条例のことでございますが、まず、基山町空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例、これはいわゆるポイ捨て条例というように呼ばれるものでございます。これをシンボルとしまして3号線の高架のところとか、保健センターの西側のほうに緑色の大きな看板も掲げてシンボルとして取り組んでいるものでございます。この条例そのものには特に内容まで御存じないかもしれませんが、この条例によって活動している環境美化推進員の方や、この条例に基づいて町が取り組んでいるクリーンアップ基山やアダプト・プログラムというものは、今啓発を行いながら参加者を増やしているところでございますが、こういう取組内容については御存じいただいているものと考えております。

また、犬の取締条例につきましては、狂犬病やそういう問題のことがございますので、そういう取締りの条例がございまして、これについてはこれに基づきまして予防接種、基山町の場合は集団予防接種を2回、鳥栖市と連携しまして2回、計4回行っておりますが、こ

のような取組につなげていっているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

美化推進員の方がとかアダプトの皆様とか、こういうのがあるんですよと言うと、そんなことがあったのかというような話になるわけです。だから、意外にこれは知られていなくて、ここにはちゃんとそういういろんなものを捨てては駄目よと書いてるんです。そういうことをしなければいけないと。犬の取締条例に至っては、犬のふんとかそういったものはちゃんと自分たちで片づけるように書いてあるんです。あらと思って見ていて、これはすごいな、基山町はと。罰金5万円か何かが課されるとあって、これはすごいなと思っていたら、犬を放し飼いにしていたら罰金なんです、これは。だから強制力はないわけです。だけれども、これがあるということは、そういうことをやっている方々にちょっとした後押しになるのではないかと思うわけです。もう本当に、毎回毎回、やってもやっても、家の前にやられてしまうとか、いっぱいあって、本当に皆さんお疲れ気味の、それは新興団地ですがそういうところもあれば、今は9区の辺りとかあそこら辺でも問題になっていると。やっぱりそういう時代になってきたんです、きっと。

それで、それを調べていたら、何かいろいろと罰則規定を設けている自治体というの今は結構多いです。大体全国の半分ぐらいはそういうのを設けているとかというのもありますけれども、それがいいのか、悪いのかは別にして、ちょっとそろそろ2つともまとめたというとあれですけども、もう一つ、一捻りして、これを皆様に周知してもらう方法、それから、もしくは今の時代に合った一部改正とか、内容とかを考える時期にもう来ているのかなと私は思っておりますけれども、どうでしょうか、そういうところは検討の余地はありだろうか、どうなんでしょうかというところをちょっと、お考えをお示しいただければと思います。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今質問いただきました2つの条例について、内容的に見直す時期も、こともあるのではないかとございますが、空き缶等の散乱防止関係の環境美化に関する条例というも

のは、先ほど申しましたいわゆるポイ捨て条例というものでございまして、近隣の自治体においても同様の条例が制定されているところでございます。

同じく犬の取締条例についても、近隣自治体を見ましても同様の条例があるという状況ではございます。ただ、内容につきましては、昭和47年や平成6年に制定したということもございまして、今後、環境関係ではございますので、環境美化推進員の委員の皆様のお意見などを聞きながら、内容については研究検討していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

御参考までに、近隣の自治体さんのものを調べてみたところ、まず、嬉野市さんが環境美化条例の中でポイ捨ての禁止とか、ごみや飼い犬のふんとか、市民の責務とか、飼い主の責務とかの条項をつくっております。あとは、佐賀市さんに至っては、飼い犬のふん害の防止に関する条例とか、指導をして命令をして駄目だったら2万円以下の罰金とか、いろいろ取り組んでいらっしゃるんだなと。ですので、そこはぜひまた御検討いただければと思っております。

あわせて、昨今ちょっといろいろあった産業廃棄物とか不法投棄についてもなんですけれども、これも環境の分野に入ると思います。定期的に、もしかして基山町のホームページ、もしくはLINEもございましてしょう。広報きやまとかで町民の皆様方にこれを周知していただく、これはすごく大事なことだと思うんです、皆さん知らないのです。例えば犬もそうですけれども、猫ちゃんとかもなぜ取り締まれないのかと。そのところがやっぱり全然分からなくて、何とかしてくれとおっしゃるんですけれども、例えば、これは一つ、また御提案なんですけれども、愛媛県新居浜市のホームページがあるんです。ここですごく分かりやすく、猫のふん尿でお困りになっている市民の方へと称して、なぜ猫が取締りの対象にならないのか、その説明を含めて猫を近づけない方法とか、それから反対に、今度は猫を飼われている方への呼びかけとかも掲載されているんです。これを読むと非常に分かりやすく。だから、こういう類いを町の広報とかホームページとかLINEとかで皆さんに周知していただく。また反対に、温暖化も含めて広報きやまとかで特集を組んで、これから先、こういうことはとても大事なんだよということを周知していただくことはとても大事ではないかなと思っておりますが、そのところいかがですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

そうですね。新居浜市の部分につきましては、私も見させていただきました。猫のそういう餌やりとかふん害とか尿とか、そういうことでお困りの方に対しまして具体的な取組をすぐたくさん挙げていただいているというのは拝見させていただきました。こちらについては、町としても同じような取組をできるのではないかなと考えておりまして、今広報のほうの準備を進めているところでございます。

また、広報に併せまして、基山町空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例につきましては、やはりたばこのポイ捨てなどごみ捨てについても、この条例に基づきまして指導できるようになっておりますので、そういう点や、猫につきましても法律の改正がありまして、猫の餌やりなども県の指導が必要ではございますが、その後、罰則まで持っていけるというふうに制度も変わってきておりますので、その辺は併せて周知できるように努めたいと思います。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

どうぞよろしくお願いいたします。

そこで、犬のふん害とか、あと今おっしゃったようなたばこのポイ捨てですが、ちょっと一つアイデアがあるのですが、御提案が。イエローチョーク作戦なるものは御存じだと思います。これは意外と、京都府宇治市が始めて、その効果が認められて全国の自治体に今広がっているようなんです。黄色のチョーク1本で、最初はちょっといろいろと、あるところにチェックを入れて日付を書いて日時を書いて、また巡回して回って、それがなくなっていたらそこはなしと書いていくとか。ちょっと最初は意外にも目立つかもしれないんですけど、チョーク1本でやれること。そうすることによって、そういうことをやっている方にやってはいけないんだと、みんな誰かが見ているんだということを周知させること、これは意外に効果が上がるのではないかと思っています。

それから、これは御存じかどうか分からないんですけども、こういうことを申し上げてあれなんですけれども、基山駅の裏から国道3号線のほうに下りる、小倉のほうに下りてす

ぐ甘木鉄道の裏出口というんですか、あそこに企業があります、シー・オー・シーでしたか。あそこら辺は実は結構そういうところになっていて、あそこにゼブラゾーンがあるんです。あそこに10トントラックみたいなのが停まってくるんですよ、いつも。そうすると、すみません。もちろん犬のふん尿もそうなんですけれども、今度はすみません、人の排せつ物が、こういう言葉を言っているのかな、ある。それは実際に見に行きましたので、そういうことについては、あれは国道ですので、もちろん国のほうへ上げていただくなり、もしくは反対にこういう作戦でそういう啓発を促すなり、何かそういうことをやったらどうだろうかというふうになんか思ったりしているんですけれども、いかがお考えですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

犬のふん、それからポイ捨て関係でございます。どちらも、犬のふんにつきましては散歩の途中ということ、それからポイ捨てにつきましては、やはり駅までの動線の中であるということの確認できております。現在は看板をその都度、お話を伺った都度設置しているという状況ではございますが、そういうイエローチョークにつきましても、環境美化推進員の御意見も聞きながら検討していきたいと考えております。

また、シー・オー・シーにつきましては、こちらについてはもう既に取り組みさせていただいて、シー・オー・シーの近くのゼブラゾーンの人ふんのお話でございますが、こちらは対応させていただきました。佐賀国道事務所のほうにお話を持っていきまして、今年度の年末ぐらいまでの間で、ここのゼブラゾーンには休憩をできないようにポストコーンの設置をしましょうということで回答をいただいたところでございます。いろんな方から、こちらも環境美化関係の方からのお話をいただいたものですが、そういうお話をいただいた都度、迅速に対応していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

どうぞよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、次の3番目の基山町の環境基本計画策定に伴う環境意識調査の結果内容はということでございましたが、本当にこれだけの方、町民の方1,000名、事業者100社、回

答率がほぼ半分で、これだけの関心を皆さんお持ちになっているんだと。ただ、私としては、高い関心はあるけれども個々の皆さんのマナーと行動はどうなんだろうかと。関心はあるけれども、誰かがやってくれたらいいやみたいなの、そのところがちょっと気がかりでありまして、このところを何とかうまく皆さんと一緒に行動に移せないだろうかと私自身は思っております。

それから、4番目、基山町の環境保全に対する取組でございます。町、それから教育の現場、それからその他の方たちのものをたくさん出してくださっております。こんなにたくさんやってくださっているんだなというふうに、ちょっと私もすごいなと思うんですけども。

それで、まず町の施策の中で、春の県内一斉ふるさと美化とかクリーンアップ基山とか。それから、この環境美化推進員の方々のすごいパトロールとか、小学生の生き物、水生生物調査もあつたりだとか、いろいろありますけれども、この中で私ちょっとありがたいことが1つありまして、この家庭ごみの分別大辞典。これは基山町が、ほかの、たぶん佐賀県の中でもそんなにないと思うんです。これは非常に便利です。分からないことがあつたら、いちいち役場とかに聞かなくても、これを見るとどうしたらいいか書いてあるんです。こんな便利なものをお作りになっているんだと。だから、これは毎年配っているものではないんですか。どういう頻度でというか、移住された方々への配布もされておるのかとか、ちょっとそこら辺を教えていただけたらありがたいです。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ありがとうございます。ごみの大辞典の件でございますが、こちらは議員おっしゃいましたように、質問の内容が中身のほうに網羅させていただいておりますが、これは町のほうに質問の多いごみの出し方などのいただいた御意見をある程度の期間でその中に含めさせていただいて更新をかけているというものでございます。

昨年の3月3日に更新をさせていただきまして、現在ホームページのほうで公開をさせていただいております。転入をされる方にはお渡ししまして、また、希望される方にもお渡ししているという状態でございます。まだこれから、この大辞典を更新しましたということも一度はホームページで上げさせていただいておりますが、再度ホームページや広報で周知を図りたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

これはぜひ。これはまた、私がこういうのがあるんですよという、そんなものがあつたのかと言う方が非常に多いんです。やっぱり定期的に増刷して皆さんに一度お配りするとか、そういうのもありかなとは思ったりはしているんですけども、そこら辺はいろいろとお考えいただいてやっていただけたら、非常にごみを処理する、こちら側、個々で分ける側としては、本当にそれを見ながらやれば問題ないので。そうでないと、みんなごちゃごちゃで捨ててしまうから全くエコにはならないと。そのところをぜひまたよろしくお願ひ申し上げます。

それからもう一つ、基山町の美化推進員の方々の活動についてでございますけれども、こちらは基山町環境美化推進員設置要綱というのは平成6年にできております。この中でいろんな活動、これは区長さんたちが担ってくださっているということを伺っておりますけれども、ここの中に、業務の中の第2条、推進員は、前条の目的を達成するために次の業務を行うという中の3番目、空き缶等の散乱及び清掃活動状況の調整報告、これをしてくださいということが書いてあるんです。第2条、推進員は自主的奉仕活動の促進及び助長に関する指導と助言、それから自主的奉仕活動団体相互間の連絡調整及び町が実施する施策と自主的奉仕活動との調整、その3番目が空き缶等の散乱及び清掃活動状況の調整報告です。4番目がその他環境美化の促進及び保持に必要な事項とあるんですけども、この業務報告書というのを多分皆さん毎回出されていると思うんです。これはどのように活用されているのか。それから、これを提出された方々へのフィードバック、こういうものは行われているのかというのを、ちょっとそのところを教えてください。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

業務報告につきましては、毎月提出をいただいております。各区に、環境美化推進員というのは2年ごとの期間で委嘱をさせていただくものでございますが、各区に推薦をいただきまして、その方に環境美化推進員を委嘱させていただいております。

また、業務内容は先ほど議員より御説明いただいたとおりでございますが、毎月報告書を

出させていただいております。内容につきましては、当然読ませていただきまして把握もしております。対応もその都度行いまして、行った対応については、環境美化推進員の皆様にお返しといたしますか、対応をこのようにやったということで、電話ではございますが口頭でお伝えさせていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それならば、それはそれでよかったと思っております。やはり何らかの形で皆さんが、自分たちの報告や問題提起が上に吸い上げられて、それに対して対処できているんだということを皆さんが分かれば、委嘱されたこの美化推進員の方々も何か得心できるのではないかと思いますので、そのところは今後も丁寧に御対応をお願いしたいと思っております。

次に、教育現場の取組ということで、小学校、中学校と、それからいろいろ御答弁いただきましたけれども、お尋ねしたいことがございまして、今までの学習指導要領、それから新学習指導要領、ここが変わったということですがけれども、この違いといたしますか、どういうところに力を入れられているのか、どういうところが特徴的なのかというのを、ちょっと簡単に御説明をお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

学習は多岐にわたっておりますけれども、まず分かりやすく言いますと3つのポイントに絞って書かれております。1つは、学びに向かう力、人間性など。それから、知識及び技能。それから思考力、判断力、表現力という言葉が使われております。それから、新学習指導要領自体についても、前文で持続可能な社会のつくり手となることができるようになるということが書かれておりますし、総則におきましても持続可能な社会のつくり手になることが期待される児童ということが書かれておりまして、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、先ほど当初に申し上げました3つのバランスをよく育むということが特徴になってくるかと思っております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ありがとうございます。それでは、ここは教育の範疇ではないのではないかなと思いつつも、保育園とかそういうところでは、何かこの環境問題について幼児の皆さんと何かお話をされたりとか、そういうことはされているのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

佐藤こども園長。

○こども課保育園長（佐藤定行君）

園児たちには、もったいない気持ちを持ってもらうようにということで、節水とか節電、給食は残さずに食べましょう、そういった環境について少しでも関心を持ってもらうようなことを先生たちから話しかけを行っていただいております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

やっぱり私が昔から日本人として教育を受けてきたのは、何かこれこれはやっては駄目ですよとか、これこれをしなさいねというだけで、その理由の裏づけがなかったんです。でも、それは大人が言っていることだから聞かなければいけないと思ってやっていたので、どちらかというとなんか日本人は受け身というか、自発的に考えたりとかそういうことは苦手で、言われたことは守るといような、何か私はそういう気がしているんですけども。だから、ここではもう既に、今ちまたでSDGsとかテレビでもやっていますから、子供たちも1回テレビをたくさん見たりとか、そういうことから情報が入ってくると思うので、ぜひぜひこの教育の場で、私たちの時代は消費活動を中心とした時代でした。何でも消費活動をすればいいと。いろんな物を捨てればいいと。だけれども、やっぱりここから先、地球の温暖化とかこういう類いは皆さんで取り組まないと、もう現在大きな雨が降ったりとか、こういう土砂災害とかもたくさん起こっておりますから、そのことは重々お分かりいただいていると思うんです。だけれども、私たちの世代がそういう世代でしたので、今、昔からの私たちの上の90代とか80代の方々がやっているもったいないとか、捨てるのは駄目だとか、そういうことが全く失われてしまっているような気がするので、それをちょっとつないでいただければいいところがこの教育の現場だと私は思っております。

ですので、もしよろしければ神戸市のホームページとかここら辺に環境教育ネットなるも

のもございます。ですので、学校や企業とかNPOの取組とか授業に使えるものとか、そういった類いもありますので、今後、受けるためだけの授業ではなくて自分の力で考えて、なぜこれをしなければならないのだと、そういうことにちょっと力を入れていただけるようなことはできないのだろうかと思っておりますが、教育長、いかがお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

私も中村議員と同世代ですので、そういった教育を受けてまいりましたけれども、やはりこれからの環境教育については、先ほどこうでなければならないというような教え方ではなくて、なぜそういうことが必要かといったところで、新しい学習指導要領でも主体的に学ぶであるとか、自ら考えるとか、そういったところがうたわれております。新しい教科書でもあらゆるところで環境に関するところが国語の教材とか、道徳の教材、英語の教材、様々なところで扱われているようになっております。子供たちには、やはり環境問題について主体的に考えて、いかに大切かというところについては自ら調べて学習するようになっておりますので、そういった視点で学校現場でも取り組んでいますので、子供たちについてそういった考え方ができるような子供たちを基山町でも育てていきたいなと思っております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

どうぞよろしくお願いいたします。それから、保育園のほうもよろしければぜひ一緒にやっていただけたらと思っております。

次に参ります。

その他の団体。ここで私がいろいろ気になったのが、このアダプト・プログラムです。こちらのほうで、個人が20名、団体31団体、合計798名の方々がやってくださっていると。町長も先ほど、もう一度ここは再考すべきことであると、ここはとても大事なところだとおっしゃってくださっております。

いろんなお話を伺うと、やっぱりこのところごみ袋とか、軍手とか、ほうき、それから草刈り機の替え刃、こういった類いの支給はされると、登録をされた方々にです。それはとてもありがたいと思っておりますが、何となく毎回、何かいろんなお話を聞くと、毎回ずつ

とやっているだけなんです。だから成果が見えてこない。そうすると、何となくやった感がないというか、何といたらいいかな、この新型コロナの状況と一緒に先が見えないから、ずっとやり続けてどうなるんだみたいな、ちょっとお疲れにもなっていらっしゃる方たちも結構いらっしゃったりして。だから、それに対して何かちょっとメリットでもあると、ちょっとこれがあったから何かちょっとうれしいなみたいな、こんなのが来てうれしいなとか、何かそういうものがあると、もうちょっとやろうかなという方々もいらっしゃるかなと思うんですけれども、例えば特定健診を受けたときにきのくにポイントでしたか、コミュニティバスに乗っても何かありますでしょう。そういった類いでもいいので、ほんのスタンプ1個でもいいので、そうするとやっぱりうれしいわという声も聞くわけです。例えば指定ごみ袋は配ってごみは入れてもらうけれども帰りしなにごみ袋1枚もらえるとか、何かボランティアは全部ただでというのもやっぱりちょっと疲れるときもあります。何かそういうこともちょっと御検討の中に入らないかなと思っていて、ちょっとその件についてどうお考えかというのをお聞きしたいんですけれども。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

健康ポイントの導入ができないかというお話でございますが、まずアダプト・プログラムにつきましては、それぞれ余り負担にならないように自由に美化活動をしていただくということで、報告書の提出などは求めておりません。自由に自分たちがボランティアでできる時間にやっていただくということで、毎月やってくださいということもございません。ただ、こちらにございますのは、自分で里親として決めた場所に対して美化活動を行うと。そのために必要なそういう消耗品とか、今度は草刈りの刃も含めましたけれども、そういうものをお渡しして美化していただくということです。そこと、あとは保険に加入いたしますので、そういう安全の面で安心してやっていただける状況でございます。また、やめられる方もいらっしゃいます。それはやっぱり高齢になられたりとか、団体でまとめてするよりも個人でやるということで、団体登録を外して個人で出られる方もいらっしゃいますし、最近では農地と道路の隣接しているのり面をやっていくということで、こちらは団体で入られる方が最近増えてきております。

そのような自由に活動に行っていたい中で活動そのものを把握するのは非常に、

場所は把握しておりますが、ポイントを付与するような把握というのは難しいかなと思っています。町としても環境イベントというのは、今度段ボールコンポストの講演会をまた複数やっていこうと思っておりますが、そういうものに参加いただくときに何か環境グッズをお渡しするとか、そういうことは検討できるかと思いますが、健康ポイントと一体的に取り組むというのは、ちょっと今すぐは現段階では難しいのではないかなと考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

健康ポイントではなくてきのくにポイントで。でも、ここはさっき町長もおっしゃってくださったので、ちょっとまた大事な部分として御検討いただければと思っております。

最後に、基山町環境審議会委員と課題別専門部会の構成と位置づけを示せということで御答弁をいただいておりますけれども、ここで私が一つぜひここは御検討いただけないかと思っているところを。この環境審議会で基本計画を審議する前に、こういった美化推進員の方々やこのアダプト・プログラムの方々の意見です。あと、お話をするとむちゃくちゃいろいろなアイデアを持っていらっしゃるんです。ですので、こういった方々のアイデアを反映する場所を設けることができないんだろうかと。その意見を吸い上げて、それを各部会に振り分け、そこから上に持っていく。そこで決定を下すというような形がつかれないんだろうかと思っております。皆さんのアイデアがこの計画に生かされるのであれば、多分皆様はこの計画に参加したという愛着が出ると思うんです。ということは、もっと頑張ってみようかというような、何かちょっと町との信頼感というんですか。そういったところが出てくるのではないかと思うんですけれども、そこら辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

環境基本計画へ御意見として、環境美化推進員とアダプト・プログラムの参加者の御意見をということでございますが、実際、現在の環境審議会のメンバーの中に環境美化推進員の方、アダプト・プログラムの活動をされている方というのは入っております。ただ、それでいいというわけではございませんので、ワークショップ等、今後町民の意見をいただきながらつくっていただきたいと考えておりますので、その際にはお声がけさせていただいて、ぜ

ひその中に御意見をいただきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ぜひそうしていただければ皆様も、やっぱりこの町のことを大好きな方々ばかりですので、やっぱりみんなでこれをやっていこうよという結束が強まれば、これに越したことはないと思っております。

もう既に台湾のデジタル担当大臣のオードリー・タンさん、皆さん御存じだと思うんですけども、この方がおっしゃっているのは、本当に台湾で、今はストロー、ああいった類いのプラスチックストローの全面禁止とか、新型コロナの対策の追跡システムとかを作り上げたのは、これは16歳の少女がまずストローを発案したことだと。それから、このウイルス感染症の追跡システムも市民の皆様が考えたことだと。それを自分たちがただ実行しただけですとおっしゃっております。

ですので、町民の皆様のこの御意見やアイデアがどれだけ生かされるのか。それを町が吸い上げてどれだけそれを実行してくださるのか。これがすごい大事ではないかと思っております。ですので、ぜひそこら辺も含めて、今後基山町の環境問題、これは本当に世界の問題になってまいりますので、たばこの吸い殻も行く行くは側溝から海に流れて、フィルターのプラスチックが海洋汚染、そういった類いを引き起こしておりますので、やはりそういったところも含めて、本当にこれから先、基山町の行政の方々は大変でしょうけれども、教育の面も含めて頑張って、ちょっとそこら辺を少しでもよくしていこうと。そうすれば、町民も、私も頑張らなければいけないということについてくると思いますので、ぜひそこら辺のところを御検討いただいて、実行に移していただきたいと思っております。

あと2分でございますけれども、もしそれに対してよろしければ一言。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

環境基本計画は、先ほど環境基本条例の目的を申し上げましたとおり、次世代の子供たちに環境を残していくということでございます。町民の皆さんの多くの意見を吸い上げまして、実行に移せるような、そういう行動的な計画になるように努めたいと思います。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

最後に町長、先ほどいろいろと温かいお言葉をいただき、ありがとうございました。町長のお気持ちもちよっと一言お願いできたら。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

環境問題はすごく大事な問題なので、一番どういう形がいいのかをこれからゆっくり考えさせていただければと思っています。よろしくお願いします。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

どうもありがとうございます。これで私の一般質問を終了いたします。

○議長（重松一徳君）

以上で中村絵理議員の一般質問を終わります。

ここで13時20分まで休憩します。

～午後0時20分 休憩～

～午後1時20分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、末次 明議員の一般質問を行います。末次 明議員。

○5番（末次 明君）（登壇）

皆さん、こんにちは。5番議員の末次 明でございます。

まずは医療関係者、そして役場職員の皆様など、新型コロナウイルス感染症に対応していただいている全ての方々に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、傍聴席の皆様、本日はお忙しいところ傍聴いただきありがとうございます。近頃の時侯の言葉、今ですと梅雨の話になるんですが、この時期、皆さん方にお聞きするのは、65歳以上の方でしたらワクチンはお済みですかという言葉が非常に交わされるようになりまし

た。傍聴席の皆様はいかがでございますでしょうか。

基山町は誠実にこの問題に対しては対応しておると思っております。これからいよいよ65歳以下の方のワクチン接種の予約が始まりますが、基山町はぜひとも65歳以上の予約や接種で経験された課題を克服して、不平不満が最小限に抑えられるように対応していただきたいものです。

一昨日の一般行政報告でも町長からありましたように、基礎疾患を有する方、高齢者施設従業員など、優先順位をつけて受け付けていくということなので、あとは電話やLINEなどの予約がつながりにくいということがないように対応していただきたいものでございます。

さて、今回の私の一般質問ですが、私が町議会議員を目指しました一つの理由は、基山町の道が狭くて曲がりくねっていてもきれいに整備され、安全で周辺と調和の取れた町になってほしいと思ったからでございます。道路整備は、そこに住む住民にとって一番身近に感じる関心事であると思っております。横断歩道、そして中央線が白くくっきりと引かれ、安全対策が取られ、雑草やごみのない道路こそが町民が望むものでございます。今までの道路行政は国も含め、早く目的地に着くことを優先に取り組みられ、やっと安心安全が最優先されるようになった気がします。これからは安心安全の上に優しさや思いやり、見た目のよさ、環境保全も追及していきたいものです。

昨年は開催されなかった各区ごとの町長懇談会ですが、一昨年の町長懇談会の意見内容を再確認すると、町長も御認識されていると思っておりますが、163項目の中で環境ごみ問題あるいは防災・防犯問題よりも圧倒的に多い60項目ぐらいが、道路整備あるいは交通安全に対する道路の整備に対する意見でございます。

このような道路整備、交通安全に対する町民の意見、提案、要望がどれだけ誠実に処理されているか、経過や結果がやはり気になります。時々耳にするのが、「役場に言うとはばってん、いっちょんしてくれん」という言葉であります。道路は国、県、そして町の役割分担があり、財政的な課題もあるが、基山町としてはこれから道路整備にもっとウエートを移して、誠実に取り組んでいただきたいものです。

蛇足ですが、町長懇談会の内容を集計しているときにちょっと思ったんですが、子育て、教育問題あるいは高齢者、社会的弱者問題が少なかったんですが、これは町民の声が少ないのではなくて、子育て世代や高齢者や社会的弱者に寄り添う人が懇談会に参加できなかったり、懇談会形式では参加したくないからだったのではないのでしょうか。私たちにも聞こえて

こない、このような方の意見の収集方法については、今後ぜひ研究検討していただきたいものでございます。

それでは、今回の一般質問の1ですが、基山町内の道路整備計画について伺います。

質問事項の趣旨。町内道路の整備は町民が一番身近に感じる「目に見える根幹の施策」であると思っています。松田町長の国道、県道、農道、林道も含めた道路整備に対する今までの取組と、これからの基本姿勢を伺います。

まず1番目、国道、県道の整備について、国や県に対しどのように基山町の声伝えてあるのでしょうか。また、そのような機会はございますでしょうか。

2番目、既存町道の整備についてでございます。修繕、道路標示・標識、のり面の草刈り、ごみ拾い、街路樹剪定についてでございます。

ア、町道整備に優先順位はあるのでしょうか。

イ、町民が道路整備の要望をしたときの手順は明確になっておりますか。区長の役割とはどのようなもののでしょうか。

ウ、町民の道路整備に対する要望の可否、する、しないの判断基準は何なんでしょうか。

エ、町道ののり面は誰が管理するのでしょうか。

オ、建設課には要望や要請が多くあると思うが、事後、要望の後の進捗状況が分かりにくい。時系列でデータとして捉えられて運用しておられるのでしょうか。

続いて、質問事項の2、オキナグサを基山町の草花に指定しようです。

質問の趣旨。基山に自生する絶滅危惧Ⅱ類の植物であるオキナグサを基山町のシンボルフラワーとして保護し、増殖して町民に広く認知していただくということです。

基山に登る人が増えております。特に4月から5月はオキナグサ目当ての登山者が多いようです。ここ数年、山頂付近でオキナグサを目にする機会が増えており、オキナグサを知っている町民も増えてきていると思いますが、まだまだ知らない、見たことがないという方が多いと思います。歴史上の人物や史跡、そして動植物も、基肆城や がそうだったように、誰かが脚光を浴びせてこれでもかというぐらいに後押しをしないと定着をいたしません。そして、オキナグサの問題はまさに環境問題、そして環境保全のきっかけとなる案件でございます。また、情熱を持って取り組まないとブームで終わってしまいます。学術的にも希少植物なので、真剣に取り組まなければなりません。大々的に公にすることをためらう人もいらっしゃると思いますが、既にマスコミに取り上げられていることを考えると、広くオープン

にするべきと思っております。子供たちを巻き込んで自然環境を守ることの大切さや、そのためには今何をしなければならないか、今後何をしなければならないかを身近に学ばせるよい機会であると思っております。

そこで、具体的な質問事項の（１）オキナグサに対する松田町長の認識をお聞かせください。

（２）オキナグサは町外の熱心な人たちにより、脚光を浴びました。町民も気づかない基山町のよさを町外者に教えられた良い例であると思っております。基山町出身者も含め、町外、県外の人をどのようにまちづくりに取り入れられるのでしょうか。

最後に、（３）基山町の草花、基山町の花に指定するには、どのような手続が必要なのでしょうか。

以上で、私の１回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

末次 明議員の一般質問に答弁させていただきます。

さっき、昼休みに接種会場をちょっとのぞいてきましたけれども、１時前、12時50分に既に1時半からの接種の方が10人も席に座っておりました。逆に3人の1時からの方がまだ来られていないということで、1時になるまでずっと見ていましたけれども、2人は来られたんですけれども、まだ1人はちょっと来られないということで、今慌てて電話をしていましたが、電話が圏外でつながらないといって何か少し騒いでいましたけれども、一応余りワクチンについてはちゃんと対応できる体制を今は取っております。具体的には、今あそこで対応している職員に年齢順に上から打っていくという、そういう形で今やっているところでございます。福岡県においてはそういう通達は県が出しているそうですけれども、佐賀県はそういう通達に来ていないんですけれども、各自治体で決めてくれというそういうことなので、そういう形でやらせていただいているところでございます。

末次 明議員の2つの質問、1つ目が、基山町内の道路整備計画についてということでございますが、（１）国道、県道の整備について、国や県に対しどのように基山町の声を伝えているか。また、そのような機会はあるのかということでございますが、近年、国道、県道の整備については、通学路を優先として歩行者の安全確保につながる防護柵とか交差点の見

通しの改善等の交通安全対策を国道、県道管理者へ直接要望を行っています。逆に町道だと町の予算なので、議会にもお諮りしなければいけないんですが、国道、県道は、逆に言えばどれだけ強く言えるかがポイントだと思っています。直接、国道ですと多くは県の国道事務所長がカウンターパートですけれども、場合によっては九地整、そして国交省本省ということになります。県庁は県の本部長というのが今国道の道路のプロなので、そういう方にいろいろ相談をしたりお願いをしたりする、それが一番早い道だということになるわけでございます。

(2)既存町道の整備（修繕、道路標示・標識、のり面草刈り、ごみ拾い、街路樹剪定等）について、ア、町道整備に優先順位はあるのかということなんですが、今からお答えしますが、実はこういったものをもっと見える化したいというのが、今回考えていることなので、そういう意味ではまだその辺のところが見える化まではできていないということを前提にお聞きいただければと思います。

町道の整備等の優先順位についてお答えいたします。

道路の修繕は、路面の劣化や損傷の状態、地元からの要望、交通量などを総合的に勘案して決めております。のり面草刈り、ごみ拾い、街路樹剪定については、職員が現場を確認して緊急性の高い順番に対処しております。

なお、警察署所管となる道路標示・標識については鳥栖警察署で判断されておるところでございます。

イ、町民が道路整備の要望をしたいときの手順は明確か。区長の役割はどのようなものかということですが、これももっと見える化していかなければいけないと思っておりますけれども、今の一般的なお話をさせていただきますと、町民の方の要望は、まちづくり提案による受付が行われております。提案の手順については、御相談をいただいたときに職員が詳しく説明をしているところでございます。また、区長名で要望される場合は地域と連携した内容で提案されているところでございます。

ウ、道路整備に対する要望の可否の判断基準は何かということですが、道路整備に対して要望があった場合の判断基準は、現地で道路面のひび割れ、わだちなど道路の損傷状態を確認して、工事の必要性を個別に判断しているところでございます。より急ぐものを先にという、そういう形でございます。

エ、町道ののり面は誰が管理するのか。町の考えはということですが、町道のの

り面の管理は町でございますが、農地と接する道路ののり面は農地管理者が草刈りをされているところでございます。

なお、アダプト・プログラム制度に登録されてある方には、ごみ袋などのほかに草刈り機の替え刃の支給を行うようにしているところでございます。このあたりも、今回の議会でも何回も出ておりますが、行政と住民の役割分担という話にこれからなってくる可能性がある分野だと思っております。

オ、建設課には要望や要請が多くあると思うが、事後の進捗状況が分かりにくい。時系列でデータとして捉えられて運用しているかということなのですが、これは、まちづくり提案のことの続きではないかと思うのですが、要望内容から対応が短期間で終わらないものや複数年度で行うものは、まちづくり提案でお願いをし、提案は時系列でデータとして管理しているところでございます。ただ、毎年すごくまちづくり提案の答えが遅くなるやつが必ず二、三本出てきますので、そうならないように注意はしているんですけども、今年も3本くらい遅いのがございました。それが事実でございます。

また、まちづくり提案ではない建設課が直接受ける要望や要請では、道路の舗装の穴埋めとか補修対応で終わるようなものが多いんですけども、これについては、これまでまともなデータ管理がされておりましたので、ちょうど1週間前もそういう電話でのお問合せがありましたので、現在はきちんとデータ管理ができるような形になっております。ここについては、もっともときちんとしていかなければいけないと思っているところでございます。

2、オキナグサを基山町の草花に指定をということなのですが、(1)オキナグサに対する私の認識と問いを問うということでございますが、まさに町外の方が町長室をお訪ねいただいて、過去から今までのオキナグサに関する、その方々がやられたことと町との関係をずっと説明していただきました。すぐにオキナグサの確認をして感じたこととしては、基山町の豊かな自然環境を象徴する植物であり、町の大切な資源として守り育てていく必要があると認識しているところでございます。今回、6月の補正予算の中でシティプロモーションというのを1個新たに上げていますが、その中にもオキナグサの話の一つ入れさせていただいているところでございます。

基山には、オキナグサ以外にもフナバラソウ等、希少植物もありますので、町民の皆様と一緒に保護し、基山のすばらしさを再認識するとともに、基山町のシンボルとして町

内外にPRしながら、環境保全や観光など様々な取組に生かしていきたいと考えているところでございます。外にPRすると、逆に悪さをする人間が余計やってきて、盗掘されたり盗まれたり、それから踏みつけられたりするということを主張される方もおりますが、今回アドバイスいただいた町外の方も含めて、みんなに広げてみんなで守っていく体制こそが正しいんだという、そういう御指導をいただいたところでございます。今後は、隠すのではなく、みんなで守っていく形が必要なのではないかと考えているところでございます。

(2)オキナグサは町外の熱心な人たちにより、脚光を浴びている。町民も気づかない基山町のよさを町外者に教えられたよい例である。基山町出身者も含め、町外県外の人をどのようにまちづくりに取り入れられているかということでございますが、日頃から町民提案とかウェブ町長室、特にウェブ町長室は結構町外の方からも多くいただいております。各施設に意見箱、町長懇談会、今年も始めておまして第1回目は8区、コロナ対策をして少人数で8区でやらせていただきましたけれども、そういった町長懇談会などで町民及び町外者の方から多くの意見をいただきながら、町政に生かすように努めているところでございます。いただいた意見を参考に町がよりよくなるように、できるだけ早く対応して改善を重ねているところでございます。今後も基山町の発展と町民の幸せのために、いただいたご意見に真摯に向き合い町政を前に進めていきたいと考えているところでございます。

また、オキナグサにつきましては、長年保護活動されている方からお話をお伺いして、今年3月に町内の団体や町の関係課を集め、保護活動に向けた勉強会を開催し、4月にオキナグサを保護する準備会を基山山頂で開催したところでございます。メディアにも取り上げられ、多くの方が基山山頂に足を運ばれました。

ここで1点だけ難しい点を申し上げておきますと、これまでは町外の方をはじめとした方の活動を見ないふりをする。そういう形のことをやってきたというのが的確な表現だと思います。見ないというのはどういうことかということ、基山の山頂のあの部分は文化財の保護地区に入りますので、そこにくいを打ったりすることがいいのかどうかというのが、町としてはだからそこは見ないふりをするみたいな形で今までやってきたと思います。ところが、町外の有志の方がやられたときは見ないふりでよかったわけですが、今回は町がやっぱり、町の主体ではないけれども、町が全面的にやるという形になっておりますので、文化財の保護との関係の整理を見ないふりをするということではできないと思っておりますので、正々堂々と県の文化財担当、そして文化庁に対して、こういう形での活動、そして実際の保護のやり

方を説明して、その了承というか、逆に言えばそれならいいだろうぐらいの形のものを取る必要があると思いますので、そこは今までとはちょっと違うと思っておりますので、きっちりやっていきたいと思っております。

(3)基山町の草花に指定するには、どのような手続が必要なのかということでございますが、基山町では、条例で、町のシンボルである町花、それから町木をいずれも「つつじ」と制定しているところでございます。オキナグサを新たに制定するには、またそれと同じような形で条例によって制定する必要があると思っております。ただ、花として既につつじが指定されておりますので、つつじ以外の花としても一つ制定する、もしくは、今調べた範囲では、全国で2か所あるんですけども、花以外に自治体の草花というそういう形で指定しているところが2か所ありますので、そういう形で基山町では花がつつじで、草花がオキナグサみたいな、そういう指定はあるとは思いますが。ただし、まだ現段階では、基山町民の皆さんにもまだオキナグサの意味合いは十分に分かっていただけていないと思いますので、まずやるべきことは、今後の保護、そしてPR活動をきっちりやっていくことがまず先かと思っております。そして、オキナグサのストーリーを我々の手できちっと築き上げていって、そういう物語ができれば、その段階で議会に条例として出すみたいな、そういう形が想定できるのではないかと思っております。いずれにしましても、オキナグサは今ももう佐賀県でオキナグサが生息しているのはこの基山の山頂だけということで、自生する大変貴重な草花なので、まずは、町民の皆様とともに保護活動を行い、町内外へ発信し啓発するとともに、町民の皆様の認識を深めていくこと、そして一緒に物語をつくるのが大事なのではないかなと思っております。

以上で一度目の答弁を終了いたします。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

まず初めに、国道、県道の整備についてお伺いいたしました。町民にとって、高速は別としても県道、町道の区別は余りないと思います。県道と町道の一番の違いは何なのでしょう。交通安全対策を優先して要望しているとのことですが、国道や県道に対し、町道のほうが整備されているとか、バランスが取れているのかなと思うときもあります。

例えば、道路の脇の草刈り清掃とか、街路樹清掃というのは、町と連携を取りながら県道

もやられているのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、国道、県道で交通安全を優先しているという部分につきましては、国道であれば3号線になりますが、こちらはもう4車線化が終わっておりますので、現在はそういった安全施設を優先にさせていただいているという部分がございます。

また、県道も同じように、新設の予定の分はもう改良は終わっておりますので、そういった安全対策に重点を置いているという流れがございます。

あと、今後町の安全対策でも、どうしても道路は議員おっしゃいますようにつながっておりますので、県道、町道を区別することなく、一連の計画として検討した上で、県道の部分については県にお願いをするというような形を取っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

つながっている道、県道と町道がつながっているようなところは、ぜひ連携したような形ですっきり、町民のほうもあの道がきれいになったなど分かるようにしていただきたいと思えます。

あと、新型コロナウイルス感染症で痛感したことなんですけれども、県や自治体で大きな違いがあってはならないと思っております。今の日本では災害や新型コロナ、そして子育ては非常に優先順位が高くなっておりますが、道路の比重がその分下がっているのかなと感じております。県管理者への具体的な要望はどのような形で出して、返ってきた分については、してもらったらまたありがとうございましたとか、逆にされないときは催促をするとか、そういうシステムにはなっているんですか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、位置図等、そういった文書の要望書も出します。ただ、その前に、要はより理解を深めていただくために、道路協会など町長が出席する場もございますので、そういったとこ

ろで話を簡単に行って、後から文書で要望するというスタイルとか、文書で要望して私ども担当の部分でそういった詳細な説明に伺う。そのように、内容によってある程度、やはり直接要望が一番、相手方も要望として取り入れやすいという部分もあるかと思しますので、そういった直接要望と文書の要望と、同じような扱いでやらせていただいております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

要は要望はきちり、基山町の建設課が基山町の町民と同じ気持ちになっていただきたいということです。要するに、基山町が要望したことに対して本当に県がきちり対応してくれているだろうか。その後追いをしっかり私たち基山町はしていますよという。要するに、町民が頼んだときと同じ気持ちで建設課も対応していただきたいということなんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

すみません、最後の方が漏らしてました。

要望した後も、いつの時期になるのかとか、そういった確認をさせていただいております。そういった、大体いつのぐらいの時期と、内容によっては来年度の予算化後とか、そのような内容でお返事をいただきますので、当然要望したことについてどのような取扱いになるのかは確認をさせていただいております。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もう少し具体的にお話ししたほうが分かりやすいかと思しますので。国道ですと7区のあるその信号のところまでの上りの安全柵をまず1つお願いしました。相当な長い距離なんですけれども。それから、13区のあるそのラーメン屋さんのところの、13区に曲がるところの国道に植栽があって、それが13区のほうから来るときに非常に見えにくい。左折する車が見えにくいということで、その植栽を全部ぱっきり切ってもらったのと、あとは国道ですと基山駅の歩道橋のところ、雨に弱かったなのでその整備をさせていただいたのと、甘木鉄道の下

の歩道のところに水たまりができるというので、それを補修してもらったのと、あと、あそこの地下道に防犯カメラを設けるのも国道の了解が必要でございましたので、地下道に防犯カメラを設けたのと、さらに、けやき台のところの歩道橋のところにも防犯カメラを国道と調整してつけさせていただいたぐらいが、まず国道の関係で覚えていることです。もっとあったかもしれませんが。

それから、県道についても依頼されたことは、例えば8区の植栽であったり、それからあそこの段差があるところの一番のメインのところの水がいつもたまっていたのが、一番下の部分にたまる部分と歩道のところにたまる部分が2か所ありましたので、それについて。そして、点字ブロックがうまくいっていなかったり、それから白坂久保田2号線沿いの県道部分の植栽と交通標識が見えにくいとか、そんな話とか、これこそ忘れないように、その場で御依頼があった分は、基本県道と国道についてはほぼやれていると。少なくとも私が知っているものについてはやれていると思いますので、もし県道、国道でほかにもあれば、遠慮なくいつでも言っていただければと思います。町道になってくると優先順位を決めるのがそんなに簡単ではないので、国道、県道につきましては、何かございましたらぜひ言っていただければと思います。できるだけことはやりますので。もちそんな何がしかの理由でやれないというお答えがある場合は、必ずその理由を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

続きまして、町道整備の優先順位についてお伺いいたしました。総合的に勘案して、場合によっては現場を確認して、緊急性の高いものからということでしたけれども、安全第一だと思いますが、町民の要望した道路整備の優先順位や重要性は地域住民と役場、そして対応した職員でも違っているのかなと思っております。私たちが例えば役場の建設課に行って、こうこうしてあそこの道路が崩れているけれどもどうですかと言うと、はい、分かりましたとはおっしゃるんですが、これをではどうしようという判断というのは、窓口で対応した人が決めてしまうんでしょうか。それとも、やはりその問題というのがきちっと係長なり課長まで伝わって、複数の方で判定されているんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、窓口でお伺いした分は住宅図みたいな地図を作って、場所の共有は管理係の中で行います。私もそれは見るようにしております。その後、相談の内容によって管理係だけで終わるような穴埋め等簡易なものとか、あるいは工務係、技術的な知識がある者でそういった崩壊等のおそれがないかとか、判断するものがありますので、そこは工務係とかと同時に往くなりして判断をしております。その中でどういうふうな判断をして、実行するときには、私も現地に行くときもありますし、写真等で確認をして、そういった対応を行っておりますが、あくまでも緊急性の高いものは緊急的に対応するように行っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

あと、町長懇談会で町の回答というのがあるんですが、その中の結構多くが検討をする、検討中、県と協議中、もう少し時間がかかる、現地を確認するということなのですが、実際に要望したり提案した人はその経過が知りたいわけなんです。その後の経過についても、一応はそういう懇談会の資料の中にも書いてありますが、やはり情報をくれた人に対してありがとうとかいう感謝の気持ち、そういうのも必要だと思っておりますので、その辺はしっかりと、受けたほうの担当者もやっぱり結果にこだわってほしいと思います。言ったほうは何月何日に言ったと、場合によっては手帳に書いている人までいらっしゃいますから、受けた人もやっぱりそのぐらいの気持ちではいてほしいと思います。

それで今回、新設の公共事業計画室というのができておるんですけども、この部署というのはどのぐらいの規模の工事からこういう工事の修繕修理も含めて道路関係の工事に関わってくるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

権藤建設課参事。

○建設課参事（権藤貞光君）

計画に関わる規模についてですけども、まず道路に関することですが、基山町には1級町道、2級町道、それからいわゆる生活道路と言われます3級町道というのがございます。1、2級町道はこれまでも進めてきておりますし補修もしておりますけれど

も、3級町道が少し手薄になっているというところで、今回私どもの計画室のほうでは、この3級、生活道路のほうに着目いたしまして計画をつくっていかうと考えております。

3級町道は町で85キロメートルございます。この85キロメートル全てというところではございません。現在、補修履歴とか、現場のそれこそわだちとか、陥没の状況とか、そういうところを私も現場で既に1回確認をしているところがございます、これに加えて、私たちの目だけではなくて科学的な調査も含めて、今後計画をつくっていかう。科学的な調査、プラスアルファで通学路、コミュニティバスの路線、それから地元の要望は当然でございますけれども、こういうところも総合的に優先順位をつけるための判断材料にしていこうと考えておまして、道路のどこから手をつけていくのかというところでいきますと、まずは暮らしに身近な生活道路のほうを今回は造っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

次に、町道の道路整備の要望をしたいときの手順についてお伺いいたしました。そしてまた区長がどういう関わり合いを持って対応されているかということなんですが、回答としては、町民要望はまちづくり提案により受け付けているということだったんですが、町長懇談会にしろ議会と語ろう会とか、あるいは役場の窓口に行って要望したときは、やはり、例えばカラー舗装をしてもらいたいとか、中央線をきれいに引き直したいというときは、区長なり区の名前で区から要望をしないと、正式には受けしてもらえないものなんでしょうか。そうすると、毎回区長の負担だけが増えるような気がします、そのあたりはいかがなのでしょう。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、今末次議員がおっしゃられました道路の標示部分、道路管理者で行うものにつきましては、情報の提供ということで、消えているとかそういうお話を伺った時点で、これはもう提案とかではなくて、私どものほうの道路管理者として、内容によって今後引きますみたいなお返事をしたり、あるいは現地確認の中で次年度に計画をいたします、そういったお話

をしております。ですので、補修とかそういう維持管理のものに関して、要は危険が及ぶようなものに対しては、通常の情報提供という形で、こちらで記録をつくって行っております。ただ、提案とかで行っていただくものをお願いしているのは、例えば側溝の老朽化によって、一部の老朽化ではなくて路線全部がある程度まとまった距離で必要があったり、そういう場合は、私どもは相談を受けた後に現地確認して分かりますので、そういった部分については、全体的な流れの中で予算の中に組み入れる必要がありますので、こういった提案をお願いしているようなところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

それと、あとやっぱり区長や議員は苦情処理係ではないんですけれども、町民が一番言いやすい存在でもあるようでございます。声を聞く、そして聞いたことを実行するというのは、何か大きくかけ離れて、私たちも非常に心を痛めるところではありますけれども、区長や議員の言葉はやっぱり重く受け止めてほしいと私は思っております。そうしないと、松田町長に言ったらできたということではやっぱりいけないし、本来からいけば、やっぱり町民の1人が役場の窓口まで足を運んで基山町の道路の不備なところを指摘して、これをどうかしてくださいとおっしゃっているならば、その声はやっぱり区長とか町議が言っているのと同じような気持ちで私は聞いて、感謝はすべきだと思っております。

ちょっと時間がないので次に行きますが、あと、劣化の早いカラー舗装の場所とか、あるいは毎年道路側溝の土砂が堆積する場所とか、あるいは危険水路の蓋かけなど、たくさん町内には課題がございます。カラー舗装をしたらよくなるとか、土砂を排出したらよくなるということではなくて、やはりなぜ毎回カラー舗装を何年越しかにしなければいけないか。それだったら歩道を造ったらいいのではないかとか、あるいは側溝が土砂で埋まる、そうしたらその土を毎年大雨の後に上げるよりも、その原因をもう少し深く探るのがこれからの役場の仕事だと私は思っておりますが、何度も同じ場所を補修するというのであれば、やはりせつかく権藤さん、公共工事計画室ができていますから、そのような判断をする場所にもしてもらいたいんですが、そういうところも今後は公共工事計画室の仕事として考えてあるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

権藤建設課参事。

○建設課参事（権藤貞光君）

ちょっと難しい御質問ですが、カラー舗装を歩道のほうに変更するという具体的な御質問に対してのお答えですけれども、やはり歩道になりますと段差とかが生じてきたりもしますので、区画をはっきりと分けないとはいけませんので、なかなかその辺を簡単に造るというのは道路全体の幅に影響してまいりますので、今私のところではちょっとその計画は、今後何か考えていかないといけないんでしょうけれども、現在はちょっと持ち合わせておりません。すみません。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

カラー舗装をしている部分につきましては、歩道があるところはしておりません。カラー舗装の趣旨が、道路が狭くて歩行者と車が混在するところについて、歩行者の歩くスペースを明確にして車のほうに用心していただくというような安全面の啓発もありますので、カラー舗装の部分は道が狭いところであって歩行者が多いところ、通学路とか、そういったところをさせていただいておるので歩道がないところが多くなっております。また、カラー舗装はちょっと摩耗がどうしてもありますので薄くなっていくというのがございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そこはちょっと私の理解と違うんですけれども、要するにカラー舗装をしなければいけないような歩道も造れないような道といっても、これが生活道路として人が頻繁に使うのであれば、もう狭いところにさらにカラーをして人も車も通りにくいというようなことを解決するには、もう道路を大きくするしかないとか、歩道を設けるしかないとか、そういうこともやっぱりある程度考えていかなければいけないということを私は言っているのでありますので、その辺は御理解をしていただきたいと思います。

それから、あとちょっと町長にお聞きしたいんですけれども、町道ののり面の管理は、これが一番私はちょっとこれからの課題になって、中村議員のときもちょっと聞かれていたんですけれども、町道、県道ののり面の草刈りは誰かがするのかというと、今は私たち農業従

事者もできるだけ対応しております。しかし、本当にあと何年できるのか分からなくなっておりますし、農業従事者の高齢化、後継者不足で、これはもう本当に周りに農地がなくなっ
て使われなくなった水路をどうするかとかということと同じ問題で、誰も農業に従事しなく
て田んぼがなくなっても、誰かがそのうちしなければなりません、このあたりというのは
本当にこれから真剣に基山町は考えていかないと、回答の中ではアダプト・プログラムの制
度をぜひ使ってもらったというところでありますが、アダプト・プログラムでもやっぱり限
界があると思いますし、ボランティアでもやはり仕事のハードさから考えると限界がある
と思っております。この辺を町民ともう一回、町長、しっかりと話し合っ
て対策を、これから何年かけてしていこうというお気持ちはありますか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

のり面だけではなくて、まさに今おっしゃった水路とかその他以外、全部同じようなこと
ができるんですけれども、ただ、これから検討はしますが、純粋に農地としてまだ使ってい
る分について、そのルールまで変えるとなると、これはちょっと私的に言うとても大変
なことになると思うので、やっぱり農地がもう売られたり、もしくはもう完全に耕作されて
いない雑種地になったりした場合の話と、その農地のままの話は、やっぱり分けて考えな
ければいけないのかなと、それは水路についてもそうではないかなと今は思っているんです
が、その辺も含めて行政と住民の皆さんの役割分担についてもう一回考えていかなければい
けないかなと思っております。

やっぱりそこに関係がない、そこで農業をしていない人との平等性を考えなければいけ
ないし、そこに農業で業をなしている人と、そののり面と全く関係ない人とのバランスも考
えなければいけないので、それ以外の方の税金をそこにつぎ込むというのが正しいのかど
うかというのはよく考えなければいけないと思っております。そしてこれは全ての、今、類似
のところ、何というか、関係する問題になってくるのではないかと思います。それを全部
町のほうでやるということになりますと、もちろんコストもそうですし、本当にそういう考
え方でいいのかというのは、ぜひこれから我々も考えていきますので、議員の皆様方もぜ
ひ一緒に検討に参加していただけるとうれしいかなと思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

ぜひ基山町の優先課題の一つにして対応していただきたいと思います。

続いて、オキナグサについてでございますが、私はまず今年3月に松田町長にすぐ対応していただいたことを本当によかったと思っております。私も以前からオキナグサの存在は知っておりましたし、長年保護活動をしていただいていた筑紫野市の登山者の存在も知っておりました。最初は私もそっとしておいたほうがいいと思っておりましたが、やはりこれだけ大々的になったからには、やはり基山町の宝としてしっかり取り組んでいきたいと思っております。まだ火がついたばかりのこの機運が高まっている点を利用しない手はないと思っております。筑紫野市の保護活動家からすれば、基山町がやっとう重い腰を上げてくれたという思いが強いと思います。

先ほど環境問題というのが出ましたけれども、このオキナグサを環境の一つのシンボルとして、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

町長には、町長の思いはもう答えていただいていますので、柴田教育長にお伺いしたいと思っております。先ほど中村議員のところでは地球環境の温暖化とか環境問題は学校現場ではどのように教えられているかという話で、実際小学生の低学年から高学年まで、それなりに勉強はしておりますということがありましたけれども、私はこの希少生物、絶滅危惧種のオキナグサ、絶滅危惧Ⅱ類とかというと非常に中学生でも難しい言葉でありますけれども、基山町の小学校の1年生ぐらいから学ばせるとより身近になると思っておりますが、こういうことは柴田教育長はどのように、このような環境問題と併せてお考えでしょうか。お気持ちをお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

基山にありますこのオキナグサについては、基山町の子供たちにもぜひこの存在について知らせて、大切にしたいという気持ちを育てたいと思っております。実際、私が弥生が丘小学校の校長のときに基山に登ったときには、オキナグサに詳しい職員もおりましたし、その説明について、山頂に登ったときに、実はここにはオキナグサという希少植物があって、きちんと囲いがされていて保全されているので、決して踏み潰したりしないようにといった話

をしました。そういったところで子供たちにも知らせたところでしたけれども、基山町の子供たちがどれぐらいこのオキナグサについて認識しているかというところについてはまだ把握はしておりませんが、こういった機運が高まっておりますので、ふるさと基山を誇りに思う気持ち、大切にすることを今学校教育の中で大切にしているところです。その一環として、この文化財基肆城一体を含めて、この希少植物のオキナグサについて子供たちに改めて知らせ、大切にしたいという気持ちを育むことは非常に大切だと思っておりますので、今後学校の中で、基山への登山もしておりますので、ぜひ伝えていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

ぜひ子供が小さいときからしっかりとオキナグサの存在を教えていただきたいと思っております。

あと、このオキナグサの関連で、やはり私が一番気にして松田町長でよかったなと思ったのは、町外の方の意見を真摯に聞き入れる、これが大事かと思っております。なかなか基山独自というのもありますでしょうし、ちょっと1つ山を越えれば福岡県ですから、考え方も違う方もいらっしゃるし、同じ佐賀県でも境界、鳥栖市との境を通りますと、また考え方が違うことも非常に多くありますけれども、私は仮に鳥栖市とか、ほかの意見もぜひ聞いて、よければ基山町のまちづくりに参考にさせていただきたいと思っておりますし、私はこのオキナグサで基山町の成功事例をつくって全国に発信させていただきたいと思っておりますが、松田町長はどうでしょう、そのあたり。全国にこのオキナグサをもう一回発信するという考えは。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ぜひ全国に発信できるように、もう少し底上げして盛り上げていきたいと思っております。

それから、私は他自治体のいいところはどんどん吸収したいと思っておりますので、先日もまさにDXというか情報化政策をやっている嬉野市が市役所の中での情報化を上手に取り入れて、業務量削減についてうまくやっているということだったので、6人の職員を連れて7

人で学びに行ったところでございますので、そういう意味でいうと、そういう進んだところ、それからすばらしい考えを持った人に関しては、町内外に全く垣根は持っていないつもりなので、もしそういうまたすばらしい方がおったら、ぜひまた御紹介いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

最後に、基山町の町花に指定してはということですがけれども、私も条例の内容を見ました。するとただ単に「基山町の花を次のように定める。基山町の花、つつじ」とだけ書いてありました。私は基山町の町花がつつじである。私はそれは十分、非常に町民も広く親しんでいますし、私はここに町の花として、また草花としてオキナグサがあっても決しておかしくないし、逆に町木も町花もつつじというよりも、やはり町木はつつじだけれども、町花につつじとオキナグサがあると非常にいいかと思っております。それと、やっぱりこれを基山町の環境問題のシンボルとして、ぜひ取り上げていただいて、基山町全員に浸透するぐらいの花にさせていただけたらと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で末次 明議員の一般質問を終わります。

ここで、14時30分まで休憩します。

～午後 2 時20分 休憩～

～午後 2 時30分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○10番（大山勝代君）（登壇）

皆さん、こんにちは。10番議員の大山勝代です。

傍聴の方、お忙しいところありがとうございます。

休日議会、一般質問、私で終わりです。お疲れでしょうが、最後までどうぞよろしく願います。

今回の私の質問は2項目です。1つ目は、ジェンダー平等と基山町が今年3月に策定した

基山町男女共同参画推進プランについてです。2つ目は、基山中学校の校則見直しについてです。

まず1つ目。今、国の内外でジェンダー平等への関心が高まっています。「第2次基山町男女共同参画推進プラン」が策定されましたが、これを機にこの推進プランがジェンダー平等の実現とどう連動しているか、道筋を考えたいと思います。

先日、随分前です、3月ですから、プランの冊子を頂きました。そこで、そこに書かれている推進プランについて具体的にお尋ねをしたいと思います。

(1) 基山町男女共同参画プランの10年前の第1次策定を担当したのは総務課行政係でした。今回はまちづくり課協働推進係が中心になっております。私は総務課が継続して担当したほうがよかったのではないかと思います。なぜまちづくり課に代わったのでしょうか。機構改革の関係があると思いますが、御説明をお願いします。

(2) 策定委員が9人いらっしゃいました。前回は人権擁護委員、それと佐賀県男女共同参画推進員という方がメンバーに入っていたいらっしゃいましたが、今回はその部署の方がいらっしゃいません。なぜでしょうか。

(3) 第1次から10年たちました。この第2次を策定をするまで検証をなされたと思いますが、具体的にはどういうことだったのでしょうか。

(4) 今後のことです。現在の日本の状況を考えると、男女共同参画実現までにはまだほど遠いと私は思っております。基山町でも町民の意識と行動は男社会の中で動いているのが現状です。町民の意識向上や啓発活動について、町はこのプランをどう進めていこうとしているのか示してください。

(5) このプランの内容を見てみると、一般的で言うジェンダー平等で示す項目が、ページをずっと送ってみますが、余り見当たりません。それがちょっと物足りないのですが、どう受け止めたらいいでしょうか。

(6) 「男女共同参画」と漢字で示すのと、「ジェンダー平等」、皆さんはどちらのほうになじみがありますか。10年前から男女共同参画という言葉はずっと聞いてきております。けれども、私の受け止め方としては、この参画よりもジェンダー平等のほうが受け止めが強いのですが、相違点があるのでしょうか。説明してください。

(7) 最後です。これから基山町はこのプランを推進されていくわけですが、具体的な項目について数値目標が余り書かれていません。到達点をどう想定されていますか。お尋ねし

ます。

2項目めです。2017年、大阪府の公立高校で頭髪問題についての訴訟がありました。そして、その判決が今回出ております。その訴訟の新聞記事など、それを機会に、公立中学校や高校の校則が厳し過ぎるのではないかという、そして子供たちの人権を侵害しているのではないかの考えが多く出されてきています。

(1) そこで、佐賀県教育委員会でも見直しを求める通知を出しました。それぞれの学校にそれを基にしたの改善を求めています。具体的にはどういう内容でしょうか。

(2) ここに、基山中学校の生徒手帳と基山中学校の生活というプリントを4枚頂いています。生徒が守るべき校則などが書かれていますが、教育委員会はこれをどう把握されていますか。

(3) ここには生徒の学校生活全般のことが書かれています。毎年見直しをされているとのことですが、この中で生徒たちが、今まで改善は徐々にされてきているのですが、今の段階でまだ改善をしてほしい、見直してほしいと思っているものを把握していらっしゃいますか。

(4) 最後の質問です。校則問題について、教育学習課としての基本的なこれからの対応はどうあるべきか示してください。

1回目の質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

大山勝代議員の一般質問に答弁させていただきます。

2の子供たちの権利と基山中学校の校則の見直しについては、後ほど柴田教育長から答弁させていただきます。私からは1の基山町男女共同参画推進プランとジェンダー平等の視点についてというほうについて答弁させていただきます。

(1) 前回は総務企画課行政係を中心に策定した。今回、まちづくり課協働推進係が担当したのはなぜかということですが、男女共同参画の担当につきましても、協働のまちづくりのさらなる推進のために、当時新設したまちづくり課で、平成27年度から、その時代から担当しているところがございます。大山議員の先ほどの補足の中に、総務企画課のほうよかったのではないかという、そういう話があったのですが、役場だけの話をするので

あれば総務企画課という選択肢はあったかもしれませんが、今回は町全体の男女共同参画の話でございますので、協働のまちづくりを担当して、かつ文化やスポーツを担当しているまちづくり課が適切だと考えているところでございます。

(2)策定委員9人のうち、前回入っていた人権擁護委員と佐賀県男女共同参画推進員が今回入らなかったのはなぜかということでございますが、第2次基山町男女共同参画推進プランを策定する策定委員の委嘱につきましては、女性活躍推進法やSDGs、防災における女性の参画等を取り入れたプランとして更新するため、様々な立場の方に策定委員をお願いいたしましたところでございます。

前回、関係団体の代表としてお願いしました人権擁護委員と町内の事業者は、今回は新しく、基山町民生委員児童委員協議会、さらには基山町商工会女性部、JA女性部の代表の方にお願いさせていただきました。また、前回、学識経験者としてお願いしました佐賀県男女共同参画推進委員は、その制度自体が平成21年度を最後に廃止されておりましたので、今回は、元佐賀県男女参画・こども局長に、元の局長は鳥栖にお住まいということでもありましたし、今関係の団体の仕事をしていただいていますので、その方に入っていたということでございます。

ちなみに私の記憶では9人の委員で、女性が6人、男性が3人の構成だったかな。そして、座長と副座長が女性という、これまでにない画期的な、そういうことではなかったですか。ということで、多分これは総務企画課が担当していたらそういう感じのことはできなかったと思いますので、まさにまちづくりが画期的なことをやってくれたと思うところでございます。できなかったと思います。

(3)第1次策定から10年を経ての検証・実績は何があるかということでございますが、第1次策定から施策に取り組んだ実績を検証するため、10年前のプランにある「目標指標」と「今回実施した意識調査及び令和2年3月31日現在の実績」を比較・分析し、新たな目標を設定させていただきました。

基本目標Ⅰ男女共同参画推進の基盤づくりでは、「男女共同参画基本法の認知度」で、目標を達成しましたが、「社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女平等感」では、目標を達成できませんでした。

基本目標Ⅱあらゆる分野で男女共同参画を推進する社会づくりでは、「男性は外で働き、女性は家を守るべきであるという考え方に賛同しない割合」で目標を達成し、「審議会等委

員の女性参画率」では目標値には届きませんでした。計画策定時より向上させることができました。

これらの結果から、男女の公平感が「社会通念・慣習・しきたり、社会全体、職場、政治」において、さらに啓発等の施策を進める必要があります。5年後の中間見直しに向けた新たな目標を設定いたしましたので、男女共同参画社会の実現に向けて、これまで以上に取り組んでまいりたいと思います。

(4)このプランについて、町民への意識の向上・啓発活動はどう進めていくのかということですが、既に広報きやまを御覧いただいたら記事を載せさせていただいておりますが、定期的な更新と併せて、あの記事だけではなくて定期的に町のホームページ、そして広報紙へ、この男女共同関係の記事を掲載させていただくとともに、セミナーの開催や出前講座を活用し、町民への意識の向上・啓発活動を進めていきたいと考えているところでございます。

(5)人権課題としての「ジェンダー平等」は世界的潮流であると思うが、この策定プランには限定的にしか記述されていないのはなぜかということですが、SDGsの中の「ジェンダー平等」の考え方は、策定プランの考え方と基本同一であると考えており、ジェンダー平等の具体的な施策も策定プランの中に入っているところでございます。そのため、SDGs「ジェンダー平等」については、「プランの位置づけ」のところに記述させていただいているところでございます。

(6)「男女共同参画」と「ジェンダー平等」の共通点と相違点をどう表現、どう説明するかということですが、「ジェンダー平等」は「男女共同参画」と一般的には解されると思っております。SDGsの「ジェンダー平等」にある「女性に対する差別の撤廃」や、「女性に対するあらゆる暴力の排除」、「家庭における育児・介護や家事労働の認識・評価」、「政治、経済、公共分野の意思決定に女性の参加及び平等なリーダーシップの機会確保」などのターゲットと、男女共同参画の方向性は、まさに共通であると考えているところでございます。

(7)この推進プランの到達点はどこにあると考えられるかということですが、推進プランの到達点は、男女共同参画社会基本法に基づき「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指し、「男女が、社会の対等な構成員として自らの意志によ

って社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を形成することと考えております。

質問の最後に口頭で「数字的に」というのがありましたのでちょっとその部分がいただいたものになかったので、概念的な答えになってしまっておりますけれども、数値目標は中間の目標を定めておりますので、それが達成できるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、1度目の答えとしたいと思います。ちょっと疲れて口がジェンダー平等とSDGsがなかなか回らなくなっております。大変失礼いたしました。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

では私から大山勝代議員の2、子供たちの権利と基山中学校の校則見直しについてお答えいたします。

まず（1）佐賀県教育委員会は、市町の教育委員会に校則見直しを求める通知を出している。それはどういう内容かについてですが、昨年、佐賀県教育委員会から、各市町に児童・生徒の人権保障を求め、教育目標の達成のために必要な校則かどうか確認するようという事で通知文が出されました。

頭髪指導などの見直しの視点や対象になる具体例を記したもので、校則を見直す際の合意形成の手だてとしては、「子どもの人権を侵す可能性がないか」「校外の私的な活動まで関与していないか」「社会で必要となる規範意識の醸成のためになるのか」など、配慮すべき点が提示されておりました。

また、生徒会への意見聴取や児童・生徒へのアンケート調査、PTAの会議などで保護者らに意見を求めることなども記載されておりました。

（2）「校則は学校が決める」という原則があると思うが、教育委員会としてどう関わっているかについてです。

校則については、毎年、学校が自主的に生徒たちの声や社会情勢を見据えて、見直しを行っていくものだと考えております。教育委員会としては、児童生徒の人権を尊重したものになっているか、また時代に合ったものになっているかについては注視する必要があると考え

ております。

実際、昨年度まで基山町の各学校の校則に「カラオケボックスは、保護者同伴でも禁止」という文言がありました。しかし、家庭の判断で保護者と一緒に児童生徒が利用することについては、禁止するべきものではないとの判断で、「子供たちだけで行くことは禁止」というように校則を改めてもらいました。

(3)基山中学校の校則の中で、生徒たちが改善してほしいと考えている項目を把握しているかについてです。

現在、校則等についての改善の要望等は週末アンケートや教育相談等での聞き取りを行っております。下着の色の規制をなくしたり、ソックスのワンポイントまではいいと変えたりしたことなどは、そういった中から拾い上げ、教職員でも協議を行って変更したところです。現在のところ、生徒たちから「ここを特に改善してほしい」という内容については、ないと中学校からの回答でしたが、今後も生徒たちや保護者から積極的に意見を汲み取り、検討するよう指導してまいりたいと考えております。

最後に、(4)学校・教育委員会は、校則問題についての基本的な対応はどうあるべきと考えるかについてですけれども、校則については、以前からの決定事項であるという理由で継続するのではなく、「時代にそぐわないもの」、「規制の目的と手段との間に合理性がないもの」などについては見直す必要があるということ、また、見直しの際は、当事者である生徒や保護者の関与も進めていくことが大切ではないかと考えております。

子供の成長・発達過程で、規則やルールを守るように指導することは大切ですが、不合理な校則に従わせるのは人権侵害に当たることについて、学校や教育委員会が再認識することが必要だと考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ありがとうございました。私の質問に対して細心の注意を払って丁寧に回答していただいたというのが、両方とも私の感想で、でもそれで時間がもう随分。もう40分もなく、質問したいことを省略しなければいけないかなと思っています。

例えば、具体的に細かい水筒かペットボトルとかどちらかみたいな、そういう細かい項目

について、後で課長に聞きますので、よろしくをお願いします。

そうしたら、男女参画プランです。ここに頂いています。これがもうせっかく課長、係長が必死になってこれをつくられたんだらうというのは、よく分かるんです。ですから、今さら総務にということは言いませんけれども、これを頂いています、実施計画です、令和3年3月。これの41ページで、5の共同プラスアイデアですけれども、(2)人権、男女共同参画ということで、施策が1、2、3と3つしかないんです。これまでの男女共同参画の10年間で終わった後の第2次をつくるというのに、何かエネルギーを使ってしまわれたのではないかみたいな気持ちもするんですけれども、この3つの中に男女共同参画推進プランの推進、まちづくり課とあるのですが、これが3年間で毎年、令和3年、令和4年、令和5年で2万円、2万円、2万円なんです。これがこれから先のここに書いてある推進します、充実しますということと、2万円とどうつながるのかなということを思っているのですが、どうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

実施計画の令和3年、令和4年、令和5年に向けた事業費について御質問いただきました。今、こちらのほうには2万円ということで掲げておりますが、これは町民の皆様も一緒に参加できるような、講師を招いたような、そういう勉強会のようなものを開催したいということで上げさせていただいております。また、毎年開催しております子育てのところが一番大事なスタートだということで、プレパパセミナーという、夫婦で参加していただいて子育てのお父さんにそういうことを学んでいただくというセミナーも毎年開催しておりますし、この7月には職員に対する男女共同参画の研修会も計画しているところでもございます。多くが佐賀県のアバンセの協力をいただきまして、ほとんどの費用はかからずにそういう研修ができていくということでございます。

ただ、実施計画の中に男女共同参画プランという1つの項目が少ないのではないかとということであるんですけれども、男女共同参画プランの中には、それぞれのテーマに分けて施策を載せさせていただいております。各課の名前もこちらのほうに載せさせていただいております。これについては、この実行計画としまして約60本ほど各課から出していただいたものを進めていただくというような事務的な管理もしておりますので、こちらのほうにはちょっ

と少なく映っているんですけども、実態としてはプランを実行していきながら男女共同参画をしていくということで、必要な部分についてはまた予算のほうはお願いしていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

22ページ、23ページですが、先ほど言われました意識調査で、社会通念、習慣、しきたりがほかの分野を比べたときに公平感が低いという報告があります。10年前と後退したということなのですが、その背景にはどういうものがあると考えられますか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

こちらにつきましては、参画プランの23ページに現状と課題ということでアンケートの結果から御説明をさせていただいているところでございます。学校教育のこのグラフを見ますと、学校教育についてはやはり進んでいるというか理解されていると思いますが、男女共同参画というのは、やはり家庭であったり、職場であったり、地域のお祭りであったり、または政治活動であったり、そういういろんな場面において男女共同参画については考え方というか、根強く、子供の頃から生活の中で培ってきた、そういう根強い感覚というのがまだ残っているのではないかなと考えております。学校教育のほうは進んでおりますので、このまま進めさせていただきまして、やはり地域の社会通念、慣習、しきたり、こういうことについてもう少し力を入れながら、周知をしていきたいと思っております。

広報のほうでも定期的に男女共同参画のアンケートをチェックリストみたいなものもつけたりして、また、人にスポットを当てながら身近に感じていただけるようなやり方で周知をやっていききたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ちょっと元に戻りますけれども、10年前、そして今回ということですけども、10年前から今回までの間に、策定委員さんに途中の進捗状況などの話合いとか会議などで招集された

ことはあるのでしょうか。今後もどこかで委員さんが集まって検証されるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

毎月、毎年の研修につきましては、庁内でつくります庁内推進会議というところで評価していきたいと考えております。次回5年後に向けましては、中間年度ということで外部の策定推進委員会ということで、また募集をさせていただきまして、こちらでアンケートを改めて取りまして、細かく状況の分析、それから次の5年間に向けた目標というものを設定していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

委員は継続ではないんですね。改めて募集ということですね。分かりました。

先ほど町長も言われましたし課長も言われましたけれども、6月1日の広報、これの12ページです。「基山町民一人一人の個性が輝くまちづくり、第2次基山町男女共同参画推進プラン、令和3年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ決定！「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ」という、ここがちょっと、ああきつかった、読むとが、という。もう少し飛び込んでくるようなキャッチフレーズを一、二行でできなかったのかというのが。これは本当にいいんです。私はすごい評価をしていますけれども。そして、細かい字で横書き、縦書き、写真、一番下にはチェックリスト。もう読まれんという感じなんです。ですから、本当に町民に読んでいただく。そしてこのチェックリストが本当に大事で、町の人チェックしてみようかねと本当に思われるようなら、もう少し2ページにわたってとか、この1ページで中身が、初めだから気負われたのかもしれませんが、多過ぎるなというのは私の感想です。

提案ですけれども、ここに書いてあるように、6月23日から1週間、全国的に男女共同参画週間です。これは、ここに図書館にこういうコーナーを設けています、庁舎のホワイエでパネルを展示していますというのはここを読めば分かりますけれども、果たして何人読んで、何人来るのかなというのが。それよりもちょっと金はかかりますけれども、それよりもではなくてそれもです。例えば、東明館が九州大会に行ったみたいな垂れ幕みたいなものが、垂

れ幕ではなくてもいいし、あれは目立つなど。基山町は頑張りよるなというのが何か分かり
そうな。

先日、アバンセにこのことについてちょっとお伺いをしに行きましたけれども、アバンセ
に入る玄関のところにはぼんとありました。だから、そういうのを、宣伝とか、行政のために
何か工夫されていただけないかなと思いますが、どうですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

大変いい取組ではないかと思います。最初に懸垂幕という、そういうものを作らないとし
ても、印刷物でも大きい物というのはできますので、少し工夫をしてやっていきたいと思
います。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

23ページに、これは円グラフというんですか、こういうのが書かれています。本当に男性
も低いけれども、女性も低いんです、一つ一つの項目に対して。特に一番低いのが先ほど言
われた社会通念、習慣、しきたりです。そこはもう歴史的なものがありますし、ちょっとす
ぐにはうまくいかない項目もあるかと思いますが、丁寧に一つ一つ、一人一人が意識を変化
させていけるような今からの取組を期待したいのですが、先ほど女性が特に低いというこ
とで、これは世界的に見たらどうなんだろうということを考えました。世界経済フォーラムの
156か国。課長、何位か頭にありますか。日本が156か国中、何番か。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。（「分からないなら分からないと」の声あり）

○まちづくり課長（井上信治君）

121位だったと記憶しています。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

昨年が121位、今年が120位。ということは、G7の中で最下位です。イタリアが6位だっ

たと思いますが、それでも60位ぐらいなんです。断トツに低くて日本は男女平等が進んでいないということですが、その背景を分かる範囲でお願いします。

○議長（重松一徳君）

答えられますか。井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

男女共同参画のやはり基山町の場合によるかもしれませんけれども、こういう家庭や社会全体、社会通念というのが伸びないというところは、子供の、やはり先ほどの繰り返しになりますけれども、やっぱり培ってきたそういう環境、それとか地域によっては男の子だけが参加する行事というものも残っておりますし、そういうところからこういうことが出てきているのかなということを考えております。地域によっては山笠とか、地域のよその山笠とかは女性が参加するところも出てきたりしておりますので、そういうところもだんだんと進んでくれば、こういうことも解消していくのかなと考えております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

急に振ってすみませんが、町長、今の。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

良妻賢母というのが美德だという考え方がやっぱりあれではないですかね、その原因ではないかと思っておりますけれども、そういうのが長く続いたのが。やっぱりよき妻であり賢いお母さんであるというのが今の世界で言うとう違うんでしょう。だけれども、それは日本ではそれが一番いいこととしてずっと長い間やられてきた結果ではないかと思っております。その前の例えば政治への参加とかいうのは結構日本は早かったんで、こんなに悪い方向にはいかないはずなので。だからその辺の考え方だと思っておりますが、でも、そこにもよさはあると思っておりますので、これから徐々にまた、何というか、ワールドワイドで考えられるようになっていったらいいと思っておりますので、急に一気にというのは無理だとは思いますが、まずはこの基山からぜひそういう流れを、ムーブメントを起こしていったらいいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

今町長は政治という言葉が言われましたけれども、私は政治の問題だと思います。戦後、家制度がずっと続いて、ちょっとメモをここに持っていないので言えませんけれども、幾つかの項目について改善しようとして論議をされたんです。それが25年前です。それで、改善された中での家長制度、あの辺が残って、離婚した女性が男性と比べて再婚が一緒ではなかったとか、いろんな幾つかの項目があった上で、そのことは改善されたんですけれども、このところで改善されなかったという、ちょっとごめんなさい、もやもやしなながら発言していますけれども。それで、世界フォーラムが言う平等が進まなかったということが一つの大きな要因ではないかと、一つのですが要因ではないかと思えます。

7の項目ですけれども、私の質問の仕方が悪くて答えに本当に困られたんですよ、ここは。ですから申し訳ないと思っておりますが、また5年後見直し、そして10年後、第3次ということがつながるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

これはつなげて、数字の目標をクリアすることがこのプランの目的ではございませんので、やはり町民の皆様実感していただくような、そういう社会を築いていけるように努めていきたいということで考えておりますので、これは引き続き続けていきたいと、計画の項目自体はこのままいきたいと考えております。

また、今回、目標につきましては、アンケートの部分については向上させるということで、矢印で目標をつけておりましたが、今回からはパーセンテージで出すように変えましたので、こちら審議委員さんの意見を聞きながら具体的にやっていくということで、そういうところも工夫させていただいておりますので、またしっかりと進めていけるように頑張りたいと思います。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

今のパーセントで言いますと、社会通念、それから習慣、しきたりが、今の79.2%から70%に引き下げる。これは引き下がるほうがいいんですよ。

それで、男性は外で女性は家でという、こういう言葉などの認知度が66.4%から70%に引き上げる。それで、審議会等が26.5%から30%に引き上げる。審議会委員に女性がいないところが今は3つある。それと1つに減らす。もう一つは、それはさっきのだ。男性は外で女性は家でというのが74.6%から80%に引き上がるという数値がありますけれども、もう少し幾つかの項目を抽出して、数値化できないでしょうか。

例えば、今日は区長代表がいらっしゃっているんです。一度、区長代表の方に改まって話をしようと思っていたんですが、数年前、代理の女性の方が1人いらっしゃいました。今、その方は、私は区長さんになられるのかなと思っていたらそうではなくて、今、区長代理さんが34人の中で1人もいらっしゃいません。これは基山町の今までの歴史的なものがあると思いますが、どこかで突破口が開かれないのかなというのを強く思っています。

それと、役場管理職の数値が高くなってきているのは私も認めますが、どのくらい、今の割合が幾らで町長はどこまで上げたいなと思っていらっしゃるか。今あれば教えてください。

それから、男女が家事を共同ですという一つの大きな視点で、だんだんこの頃増えてきているのが……。

○議長（重松一徳君）

大山議員、一問一答でお願いします。

松田町長。

○町長（松田一也君）

管理職は多分年齢で調整したら、多分今、男と女でいくと、女性の管理職比率が高いのではないかと思いますけれども。（「係長まで」の声あり）係長までを入れても、年齢調整したら、むしろ女性が高くなっているかもしれません。要するに、年齢が高い職員が男性しか余りいないんです。50代とかいうのは、もうほとんど男性しかいないので、その辺を調整して考えると、今係長以上だともう女性は男性に負けないぐらいの比率になってきていると思いますので、何を言いたいかという、年齢がもうちょっといく、あと10年近く後ぐらい、七、八年後ぐらいになったら、本当に管理職の半分近くがもう女性の時代になっているような、私はそういう気がしていますけれども。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

すみません。調子に乗って話していたら時間が足りません。

そこでもう一つ、最後にします。

これは、各家庭に配られていますか。それとも、ダイジェスト版、これは県のもので、これは作られていますか。お伺いします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

いえ、全戸には配布はしておりません。それから、ダイジェスト版もまだ作成に至っていないという現状でございます。現在はホームページと、あとは概略について広報でこれからお示し、御説明をしていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

分かりました。せめてこれを作ってそれぞれの家庭にお配りしていただいたら、そういえば10年前も何かあったねみたいな、そして、ええという感じが出てくるのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

校則問題に行きます。

私の孫娘が筑紫野市の高校2年生です。話を聞きますと、本当に理不尽とも思えるような校則違反についてチェックがあるんだということを聞きました。校則が子供たちの人権を侵害している事例は全国にもあちこちあります。

先ほども言いましたように、公立高校の大阪の子供が不登校になった。その原因は厳し過ぎる校則、頭髪問題ということで、それがきっかけで見直しが行われていました。

県から通知が来た、これについては、本当に一番初めに、この校則が子供の人権をきっちりとして侵していないか、そこを第一に書かれているのがすばらしいと思いました。そこで、基山中の校長先生とお伺いをしたんですけれども、毎年見直しをされているということですが、そのときにきちんと、聞き忘れたのですが、見直し決定といたしますか、その場に子供、生徒が入っていますか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

基本的にはやはり職員が検討して行うということで、その決定の場に子供がいるということとはございませんけれども、修正の前に子供たちの意見は聞くということでございました。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

全国の報告を聞きますと、子供もきっちりとその場に入って、子供の意見を聞きながら教職員と、そして父母、保護者、そして最終的には校長先生が前回と今回はこういう違いがあるということを公表される。この公表はホームページか何かで出ていますか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

校則についての改正について、ホームページには出しておりません。

ただ、やはり今言われたように、いろいろな意見を聞くことは大事だと思っておりますので、昨日の話にも出ました学校運営協議会とか、その辺の声も聞くということ、並びにPTAとの協議とか、そういったことについては取り入れていきたいと思っておりますし、内容についても学校で出したプリント等はホームページにも出せる内容だと思っておりますので、今後改めていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

何度も言いますが、よその報告を聞くと、生徒が入って、そしてきちんとホームページで公表しているということですので、そこをできれば進めていってほしいと思っております。校長先生と話したときに見直しをしていますと言われたので、ツブロックはどうですかと言ったら、即座に駄目ですと言われたんです。なぜ駄目なのでしょう。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

校則の難しさの一つに、中学校で聞くのは、一つはやはり高校入試をゴールとして、15の春、自分の希望する高校に行かせようというところがあります。やはり県立高校との整合性というところが一つありますので、高校がそれを認めないと公立中学校でも認めることが難しいということがありますので、公立高校でツーブロックが当たり前になれば、中学校でも当たり前になってくるのかなというところがありますので、やはり中学校と高校のバランス。先ほど孫娘さんがということがありましたけれども、高校生と中学生が同じところを目標にしておりますので、県立との難しさというところが一つあるかなと考えております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ツーブロックはなぜいけないのかなと私も思うし、それが生徒に納得できない大きな、（「何ですか、ツーブロックとは」の声あり）私もよく知らないんです。（「刈り上げだよね」の声あり）今泉課長、説明できますか。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。説明をお願いします。

○教育学習課長（今泉雅己君）

ツーブロックというのは髪型です。髪の上のほうを長くして下を刈り上げて、上まで刈り上げてブロックをつけるということで、段のついている髪型をツーブロックと言っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大山議員。続けて質問をお願いします。

○10番（大山勝代君）

松石さんの、それが少しはっきりするという。（「大山議員、前を向いて」の声あり）

これも、ツーブロックがオーケーになったという報告も聞いています。

この数日の出来事ですけれども、昨日のニュースでもありました。国会で政権与党がLGBT法案を通過させないということで問題になって、今まで本当に血のにじむ思いでLGBT法を成立させようと闘ってきた人たちが押しかけて抗議をしているというニュースでした。この経過を見てみると、与野党が一緒の席に着いてこれを通過させるために具体的な法案を

つくり上げていこうとして、それが最終的になったので、閣議にかけられた。そこで待ったがかかったという、そういうことでした。

しかしこれは、もう多分時間の問題だろうと私は思います。世界的にLGBTが認知されている中で日本が認知しないというのは、どうしてもどこから申し開きもできないことです。もしこれが通過して、そして校則問題にまでつながっていくときもあるんです。どういうことかという、子供がカミングアウトして、私はスカートではなくて制服をパンツで行きたいとか、そういうことがあるのを見越して今の校則について考えてほしいと思います。

まとめになります。1994年、子どもの権利条約が国連で批准されました。日本はたびたび国連から子供の人権が保障されていないという勧告を受けております。でも、それでもなかなか改善できないので、2011年、強い懸念が出されています。その一つに校則問題も入っていました。だけれども、ここで校則問題が風穴を開けたと思います。

今日、私は教育問題についてはほかにもいろいろ聞きたいことがありましたけれども、校則に限ってお聞きしました。教育長の、それから佐賀県の子供の人権というのを前面に出した回答、それで本当によかったと思います。まだ幾つか改善点があると思いますが、見守っていきたいと思います。

そして、男女共同参画についてですが、これはただ一つの、先ほど町長は基山町がそれがいい状態で改善されればいいと言われましたが、私もそう思います。これは一自治体の問題ではなくて、国の在り方と大きく関わっていると思います。日本はジェンダー後進国と言われております。御承知ですよね。そこで、今日私が聞いたのは、町の施策と世界的なこのジェンダー後進国と言われるのとは関係ないように見えますが、歴史的なこともあります。だけれども、例えば今問題になっている選択制夫婦別姓、それから同性婚訴訟、同性婚訴訟は札幌地裁で初の憲法に違反するという違憲判決が出ております。そして、それぞれの市町村では、特に東京辺りの23区の中で割とたくさんの区がパートナーシップ制度を取り入れています。基山が取り入れていけないということにはならないと思うんです、合意が育てば。そしてLGBT法が。

それで、今、大きな問題として前面に出ているのは女性の貧困。女子の貧困は、同じ仕事をしていても男性は給料が高くて、女性が低いというのが長年あって、そして今、非正規の人たちが女性に多いという、そういう貧困。ひいては生理の貧困にまでつながっていくわけです。

ですから、このジェンダー平等の流れを取り入れた施策をこれからしていくことが大事だ
と思っております。

最後の私の話がだらだらとなりましたが、終わります。ありがとうございました。

○議長（重松一徳君）

以上で、大山勝代議員の一般質問を終わります。

本日は、以上をもちまして散会とします。

～午後3時28分 散会～